

2019

# 街路樹の再生指針



恵庭市

2019年12月



# 目 次

## 第 I 編 街路樹再生に向けた理念や方針

<b>第 1 章 指針策定の背景と目的</b> . . . . .	<b>I-1</b>
1-1 背景 . . . . .	I-1
1-2 目的 . . . . .	I-1
1-3 指針の位置づけ . . . . .	I-1
1-4 街路樹の現況 . . . . .	I-2
1-5 街路樹の機能 . . . . .	I-2
1-6 街路樹の課題 . . . . .	I-4
1-7 市民の意見と要望 . . . . .	I-5
<b>第 2 章 街路樹再生の将来イメージと方針</b> . . . . .	<b>I-8</b>
2-1 将来にむけて . . . . .	I-8
2-2 将来のイメージ . . . . .	I-10
2-3 将来のイメージと方針の体系 . . . . .	I-11
<b>第 3 章 街路樹再生方針</b> . . . . .	<b>I-13</b>
3-1 方針 1：健全な街路樹づくり . . . . .	I-13
3-2 方針 2：市民との協働による街路樹づくり . . . . .	I-15
3-3 街路別再生計画 . . . . .	I-17

## 第Ⅱ編 再生のための技術的な考え方と取組み

### 第1章 街路樹再生へのみち . . . . . Ⅱ-1

1-1 街路樹再生の基本的な考え方 . . . . . Ⅱ-1

1-2 街路樹再生への取組みの体系 . . . . . Ⅱ-1

### 第2章 街路樹再生への取組み . . . . . Ⅱ-2

2-1 街路樹の環境と望ましい姿 . . . . . Ⅱ-2

2-2 街路樹再生のルール . . . . . Ⅱ-4

2-3 街路樹の課題への対応 . . . . . Ⅱ-6

## 第Ⅲ編 資料

資料-1 恵庭市の街路樹 . . . . . Ⅲ-1

資料-2 街路樹台帳 . . . . . Ⅲ-8

資料-3 街路樹再生の手引き（国総研） . . . . . Ⅲ-9

資料-4 各種助成制度 . . . . . Ⅲ-19

第 I 編 街路樹再生に向けた理念や方針

Guideline



# 第1章 指針策定の背景と目的

## 1-1 背景

本市の都市計画道路等に植栽された街路樹は大きく生長し、「豊かな緑」を創出し市街地における貴重な緑として、また公園や緑地をつなぐ緑の帯として、樹木の生長に伴い沿道景観の向上や環境等に大きな役割を果たしています。

一方で、植栽から40余年の歳月が経過するものも増え、倒木の危険性増加、街路樹の撤去及び強剪定、夏場の病害虫発生、日照障害、秋には落ち葉の苦情や要望も年々増加するなど様々な問題も発生しています。

## 1-2 目的

本指針は、街路樹が本来の機能と姿を取り戻し、これまで形成してきた緑豊かな街路景観を市民の財産として守りながら、道路利用者の安全性を確保しつつ、道路景観と生活空間との調和を形成することを目的として、将来に渡って効果的な街路樹再生を行っていくために策定するものです。

## 1-3 指針の位置づけ

本指針は、2025年度までの本市の将来像、まちづくりの方向性を示した「第5期恵庭市総合計画」及び本市の緑の将来像を示した「恵庭市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を上位計画とします。また、計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間とし、市民の理解と協力を得ながら街路樹の再生を進めるため、本指針に基づき、中間期の2023年度に検証しその後は必要に応じ適宜見直しを行います。

本指針は平成30年度に編纂した「街路樹の管理指針」を、第Ⅰ編は街路樹再生に向けた理念や方針、第Ⅱ編は再生のための技術的内容、第Ⅲ編は資料として記載し「街路樹の再生指針」として再編纂したものです。

### 街路樹の再生指針の位置づけ

恵庭市総合計画	・まちづくりを進めていくための道しるべ
緑の基本計画	・緑の確保、公園や緑地の整備に対応する為、長期視点に立って将来確保すべき緑地の目標量を定めている。
街路樹の再生指針	・管理の方向性や具体的な取り組みを示し、街路樹の本来の機能と姿を取り戻し、身近に感じられる緑として市民とともに街路樹をはぐくむことを目的

#### 1-4 街路樹の現況

本市の街路樹は、1970年代ごろから市街地の開発などに伴う道路整備が急速に進み、これと併せて街路樹の植栽も本格的に行われてきました。

都市計画道路などの幹線道路を中心に約8,600本（平成29年3月末）の街路樹が植栽され、1km当たり約116本が植栽されています。

※街路樹植栽状況については「街路別現況樹種調書」（I-7）参照

#### 1-5 街路樹の機能

街路樹には、景観向上機能をはじめ、大きく分類して次のような7つの機能があります。これらの機能が複合的に発揮されるように努めることによって、魅力ある道路景観、うるおいのある生活空間を創出しています。

- (1) **景観向上機能** = 美しい景観をつくり出す機能
- 美しい景観をつくり、豊かな季節感を提供し、人々の心をなごませます。
  - 沿道環境と道路構造物の間に樹木を植栽することにより、景観上の調和が図られます。



- (2) **生活環境保全機能** = 快適な生活環境を保護する機能
- 自動車騒音などを減少させ、聴覚的な低減効果を与えます。
  - まちのなかの緑豊かな並木は、市民の心に安らぎを与えます。



- (3) **緑陰形成機能** = 強い日差しを遮り地表面の温度を低く抑える機能
- 緑陰をつくることにより、寒暖や乾湿などの変化を緩和し、道路利用者に快適空間を提供します。



(4) **交通安全機能** = 人々を事故から守る機能

- 視界が悪い場合（濃霧・吹雪など）車道の線形に沿って植栽された街路樹によって、視界誘導の役目を果たします。
- 歩行者や、自転車利用者を自動車交通から分離し、安全性を高めます。
- 車道通行車輛が道路敷から飛び出した場合、車輛の衝撃を緩和する役目を果たします。



(5) **自然環境保全機能** = 元来からある自然と調和し保全する機能

- 植樹帯・植樹柵からの雨水浸透、葉からの蒸散による都市の水環境の健全化
- 私たち人間以外にも、鳥や虫と言った身近な生き物にとっても快適性を有し、ナナカマドなどの実は野鳥のえさ場となっている。



(6) **防災機能** = 人々を災害から守る機能

- 植栽によって風向きを変え、風速を減衰させ、風により飛んでくる土ほこり、吹雪などを防ぎます。



(7) **環境教育機能** = 四季を感じ自然を理解する機能

- 自然観察の教材として利用することにより、自然に対する理解を深める効果があります。
- 道路の植樹、植花事業に地域住民、学校等が参加することにより、地域のコミュニティ、活動が活発化し、まちづくりに対する意識の高揚が図られます。

## 1-6 街路樹の課題

### (1) 樹形の損なわれた街路樹

街路樹本来の樹形を考慮した剪定が行われていないため、道路景観を損ねています。

- 道路空間との不整合
- 強剪定による樹形や幹の変形、質の低下
- 剪定技術が未熟



### (2) 根上や幹が肥大化した街路樹

樹木の太木化により植栽基盤が不足し、根が歩道の舗装やブロックを持ち上げるなど道路構造物に影響を与える根上が発生し、歩行者等の通行の支障となっています。

- 歩行障害による事故などの発生
- 太木化し根が伸長し他の構造物損傷の恐れ



### (3) 倒木の危険がある街路樹

老木・太木化が進むことにより、腐朽や枯れが進行し樹木に倒木の恐れが生じます。

- 倒木により構造物や人への危害が加わる恐れ



### (4) 管理費の課題

街路樹は年々大きくなり管理が増大していくにもかかわらず、管理に見合う予算の確保が困難で、樹種や樹形を考慮した剪定や病害虫防除、鳥害対策等、満足した管理ができない状況になっています。

- 十分な管理を行えず、街路樹としての機能を発揮できない。
- 街路樹の質の低下・価値の損失。
- 街路樹の更新を行っていない。
- 無剪定による落ち葉の増加。



### (5) 街路樹の必要性の認識不足

住民より落ち葉や病害虫などの苦情が多く、街路樹の必要性を感じていない市民も見受けられます。

- ・伐採要望や管理に関する苦情の増加

## 1-7 市民の意識と要望

### (1) シンポジウムでの意見

H27年度開催のシンポジウムでの街路樹に関するアンケート集計結果

		はい	いいえ	高い	適正	低い
Q1	街路樹は必要ですか？	56	2			
Q2	街路樹は多いほうが良いと思いますか？	28	30			
Q3	お住まいの近くの街路樹の高さは適正だと思いますか？			26	29	3
Q4	お住まいの近くの街路樹の樹種は適正だと思いますか？	37	21			

シンポジウムアンケート自由意見（抜粋）

- ・図書館前のイチョウにいつも癒されています。
- ・街路樹は街の顔。駅から市民会館までの道はコンパクトに剪定されて、空間のバランスもよく驚きました。
- ・ナナカマドが四季折々に美しい。数種類の野鳥がとまり賑やかで良い。落ち葉も小さいので気になりません。
- ・イチョウ、プラタナスは落ち葉が多い。もっと恵庭に相応しい街路樹は無いかと考えます。
- ・市民と行政が街路樹の再生計画について話し合い、理解しあえる機会があればいい。
- ・プラタナスを剪定しないで自然樹形のままの場所も必要と思う。

### (2) 市民から寄せられる街路樹に対する要望・苦情

#### ①街路樹の必要性

落ち葉や毛虫など苦情、街路樹が邪魔等、街路樹の伐採要望が多くなっています。

◇時期：冬期間を除く時期 ◇件数：月3～5件

- ・毛虫やカメムシが付着して、自宅に影響が及ぶ。
- ・歩道を歩いている人が見えにくく、飛出しを予測できない。
- ・「切ってほしい⇔なぜ切った」等相反する意見。

#### ②落ち葉

毎年秋頃になると、落ち葉の問い合わせが多くなります。落ち葉に関する要望は、「紅葉を楽しみたいから剪定を遅らせてほしい」、「落ち葉が多いので早く剪定してほしい」といった2種類に分かれます。

◇時期：10月下旬から降雪まで ◇件数：月10～20件

- ・数が多すぎるので、落ち葉も大量、清掃が大変だ。
- ・落ち葉が雨水枡を詰まらせる。



### ③枝の伸長

街路樹の枝が伸長し、歩道空間に収まらないことがあります。内容としては、枝葉が繁茂し自動車や通行者の妨げとなることや、枝が伸びて建物に接触しています。

◇時期：6月～10月 ◇件数：月3件程度

- ・枝葉が繁茂し通行の妨げとなる。
- ・街路灯の光が道路まで届かない。



### ④害虫等

害虫による苦情は毛虫が多く、ピークは初夏（6月中旬～7月上旬）からお盆明け（8月中旬～9月上旬）までです。毛虫が塀や家の方に侵入する。また、日常的に鳥が集まり、フンや騒音などの苦情が寄せられています。

◇時期：6月上旬～9月下旬 ◇件数：月2件程度

- ・スズメバチやカラスが巣を作るので恐ろしい。
- ・毛虫が大量に発生している。



### ⑤根上がり

植栽基盤の不足により、根を地中深く伸長させることができず根上りを起こします。

◇件数：年間数件

- ・大きくなった街路樹が歩道や植樹柵を破壊
- ・歩行者がつまずいて転倒する危険がある。



### ⑥倒木

幹や根が腐朽、老木・大木化の進展、根が十分に生育していない樹木は、強風や事故などにより倒木する場合があります。

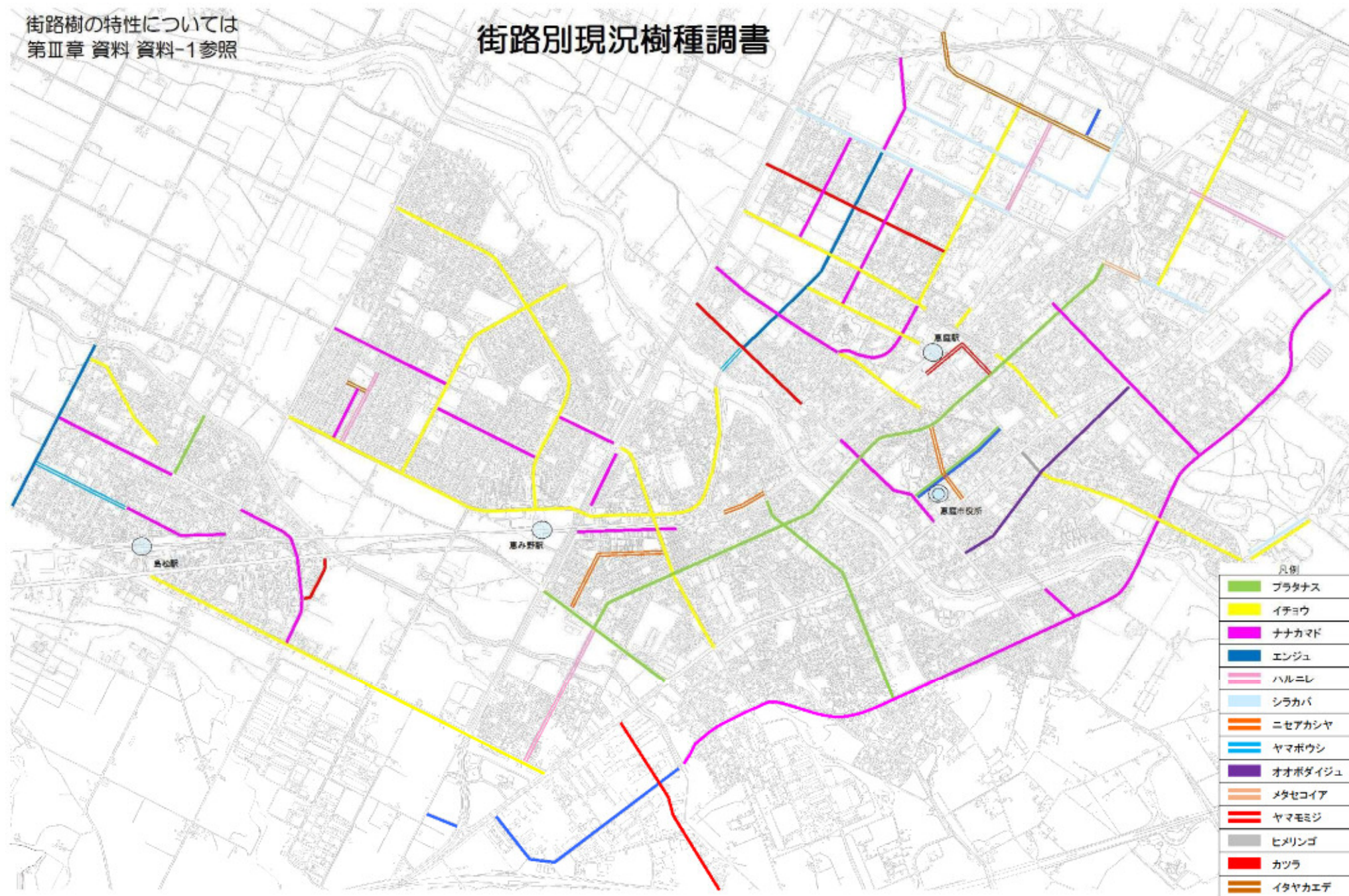
◇時期：台風等強風時 ◇件数：年間15件程度

- ・強風で揺れる、倒れてこないかといった不安。



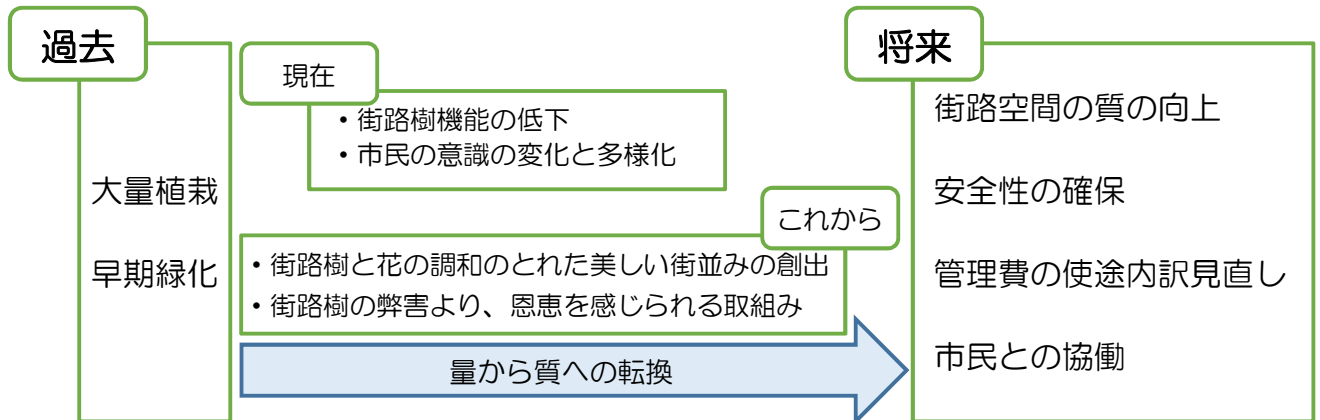
街路樹の特性については  
第三章 資料 資料-1参照

## 街路別現況樹種調書



## 第2章 街路樹再生の将来イメージと方針

### 2-1 将来に向けて



これまで、大量に植栽されその後、十分に管理できなかった街路樹は、樹形が損なわれ、根上り、大木化、老木化など街路樹としての機能が低下しています。

また、近年市民からは街路樹の必要性について様々な要望(意見)が多様化しており、街路樹の必要性を訴える声と、弊害に対し改善を望む声が増えており、様々な要望が混在しています。

これからは、街路樹と花の調和のとれた美しい街並みを創出し、剪定、伐採、植栽を繰り返しながら、路線や地域性にあった管理を行い、街路樹の再生を目指していきます。

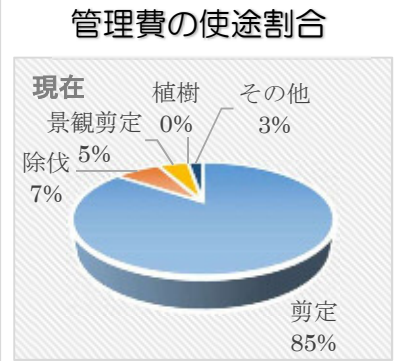
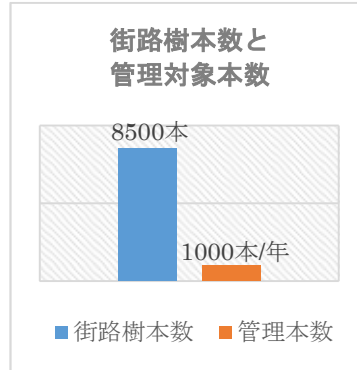
これらを図化すると次ページのイメージ(図2-1)となります。



## 図 2-1 街路樹管理のイメージ

過去：都市化や街路整備に合わせて早期緑化を目的に大量植栽  
(1970年代～2010年代にかけて)

8～9年に1回程度剪定できるが  
毎年ほぼ同じ樹木を剪定している

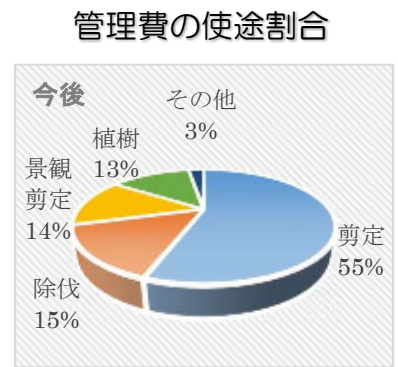


現在：一部の地域や樹木を中心に剪定し、全域の管理が行われていない。

これから：安全確保や地域住民に愛される街路樹を目指し街路樹再生を実施します。  
街路樹を適正な管理本数とすることで、市内の広範囲の樹木が管理可能となり始める。

(2019年～2023年)：5カ年

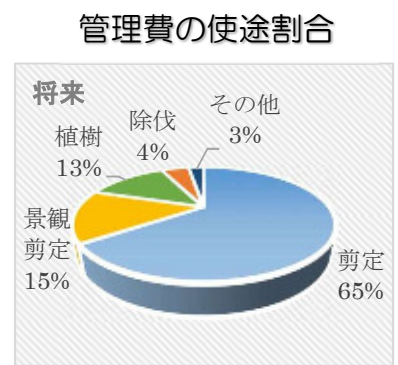
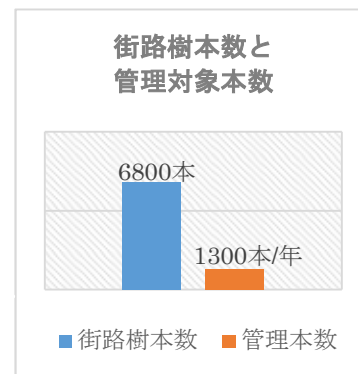
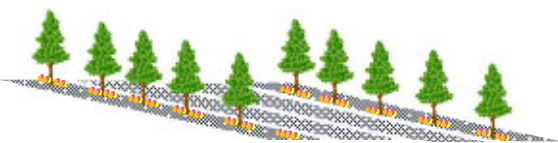
7年に1回程度剪定できる  
市内広範囲での剪定が可能となってくる



将来：景観剪定を行い並木が形成され、市内全域の街路樹再生を行います。  
地域と協力して、植樹樹の花壇化への取組み

(2028年以降)

市内全域にわたり約5年に1回の剪定が可能となる



## 2-2 将来のイメージ

# 「花のまち恵庭」ならではの 豊かな市街地空間の形成

街路樹は、市民に身近な緑として、建築物や道路などの人工物によって形成される市街地の空間をやわらげ、人々にやすらぎを与え、まちの景観に潤いと特色をあたえます。

街路樹は、まちに春を告げ、夏には緑陰をつくり、秋には実を結び紅葉し、冬には落葉して春を待ちます。今後も、街路樹が市民の財産として、たくさんの恩恵を受けていることを忘れず、再生により量から質へと新たなステージに管理の方法を変換し、次代につなげる「花のまち恵庭」ならではの豊かな市街地空間の形成を図ります。





## 2-3 将来のイメージと方針の体系

将来のイメージに基づき、快適な道路空間の確保と安全に配慮した「健全な街路樹」をつくり、地域や路線に応じて市民との協働による街路樹づくりを進めていきます。

## 将来のイメージ

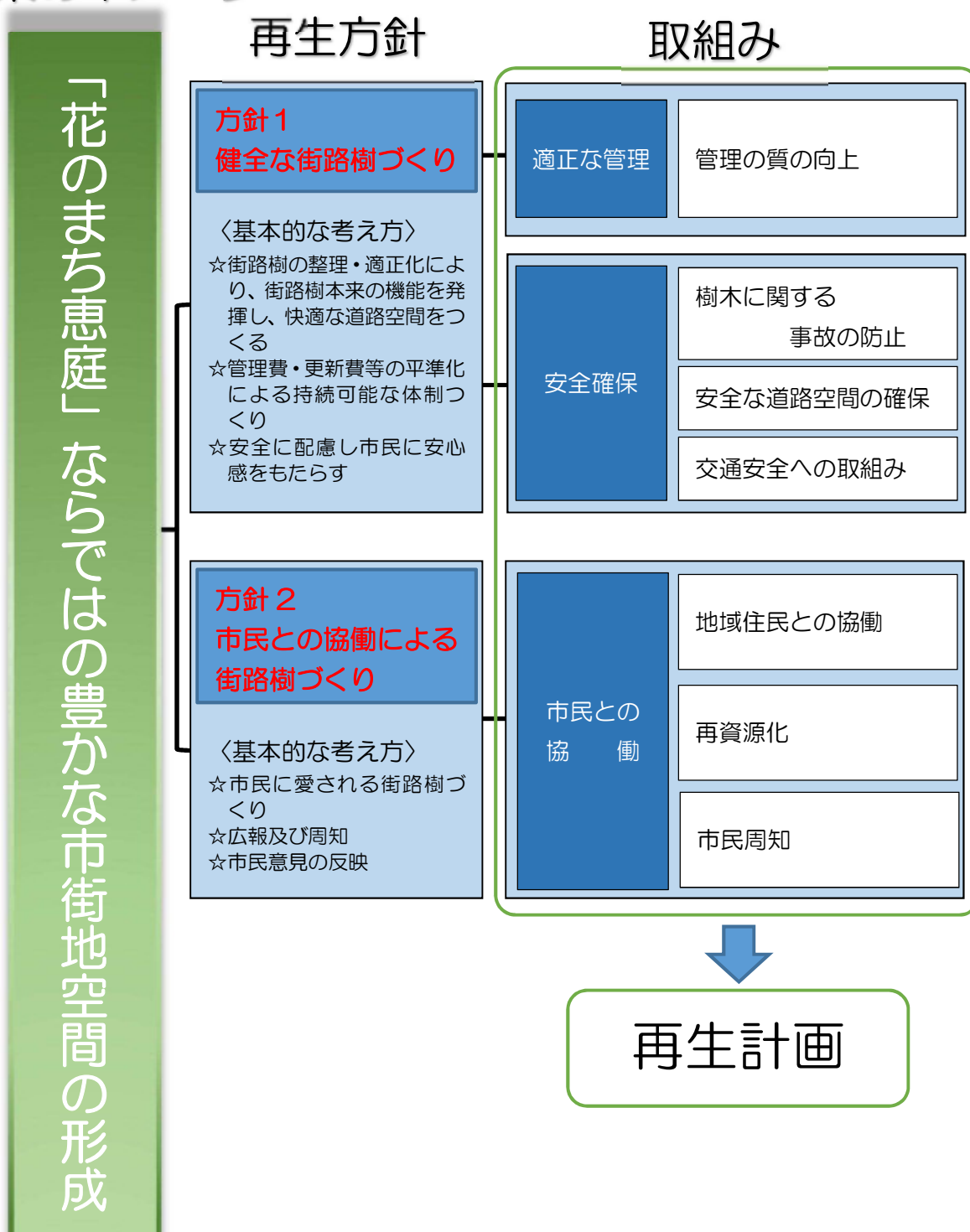
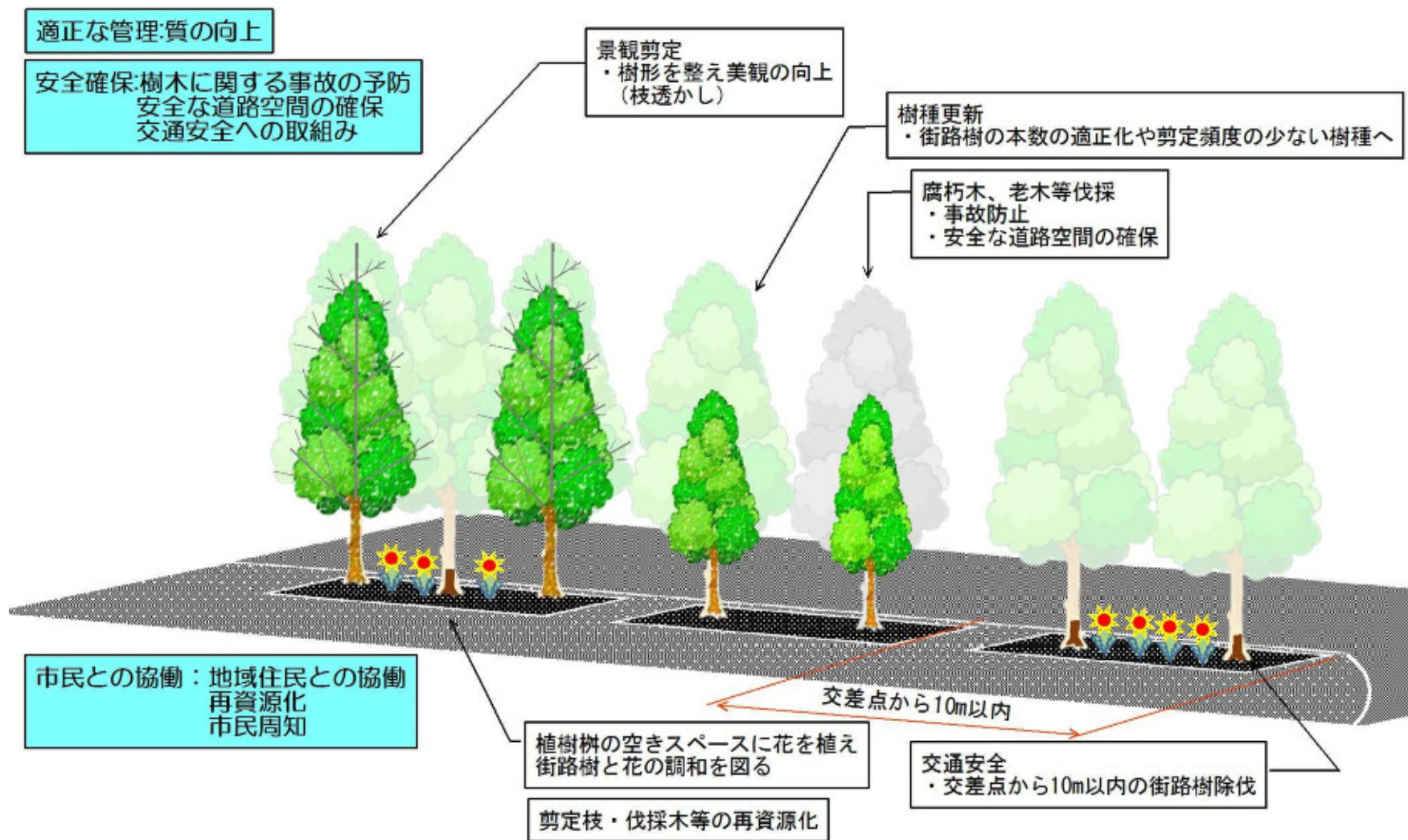


図 2-3 将来のイメージ



## 第3章 街路樹再生方針

### 3-1 方針1：健全な街路樹づくり

街路樹の再生を実現するために、快適で安全な道路空間を確保し、環境づくりの軸となる健全な街路樹づくりを目指します。

#### 1 基本的な考え方

- ☆街路樹の整理・適正化により、街路樹本来の機能を発揮し、快適な道路空間をつくる
- ☆管理費・更新費等の平準化による持続可能な体制づくり
- ☆安全に配慮し市民に安心感をもたらす

#### 2 取組みの方向性

---

##### (1) 適正な管理

###### ①管理の質の向上

---

路線ごとに地域の特性に応じたメリハリのある管理に取り組みます。

- ・樹形を整え美観を向上させることを目的に景観剪定を行います。  
公共施設に続く人通りの多い路線については、景観剪定路線とし、以下の5路線を設定します。(I-18「街路別再生計画図」参照)  
I 恵み野団地中央通、II 恵み野環状通、III 黄金学園通、IV 相生通、V 恵庭大通
- ・市内全域において、5年から10年に1回程度の剪定を実施します。また、郊外部（工業団地等一般住宅に接しない）路線は、剪定頻度を低減します。
- ・剪定、伐採、植栽等の街路樹の管理費の用途割合を大きく変えていきます。
- ・管理数量の見直し、剪定頻度の少ない樹種への更新によりコスト縮減を図ります

## (2) 安全確保

### ①樹木に関する事故の予防

---

老木化・大木化した街路樹は倒木の危険性や枝折れなどが懸念されます。

- 老木化・大木化した街路樹を撤去・更新します。
- トゲ等けがの危険性のある樹木を撤去します。



### ②安全な道路空間の確保

---

通行の安全を脅かし、道路構造物に影響を与える老朽木等への対応に取り組み、道路空間の安全確保に努めます。

- 歩道の有効幅員が確保できない路線は街路樹の撤去を行います。
- 老朽木の撤去・更新に取り組みます。



### ③交通安全への取り組み

---

車両や歩行者の交通安全確保に努めます。

- 車両や歩行者の支障となる枝の剪定や支障木を撤去します。
- 交差点視距確保のために交差点部(巻込み端部から10m)や道路付属物(前後3m)の街路樹の除伐を行います。(Ⅱ-13参照)



### 3-2 方針2：市民との協働による街路樹づくり

良好な街路樹の機能を維持するには、行政が定期的な管理を行うだけでは不十分であり、市民に街路樹の必要性について理解を得て、親しみ愛される街路樹づくりを目指します。

#### 1 基本的な考え方

- ☆市民に愛される街路樹づくり
- ☆広報及び周知
- ☆市民意見の反映

#### 2 取組みの方向性

##### (1) 市民との協働

###### ① 地域住民との協働

街路樹づくりにおいて市民が行政の施策を受身で行う活動ではなく、より主体的・積極的に活動を考え、実施できるような啓発や体制づくりを目指します。

- ・植樹帯や植樹柵を活用した草花の植栽の実施

市民との協働における役割分担イメージ

	街路樹			植樹帯・植樹柵	
	落葉拾い	剪定	除伐	花植え	除草
市民	○※1	-	-	○※2	○※3
市	○	○	○	○※4	○
管理委託業者	○	○	○	○※4	○

※1 運搬は市で実施

※2 市民の花植えは除伐後空きスペースとなる植樹帯・植樹柵

※3 植樹帯・植樹柵除草に関する助成制度あり

※4 市と管理委託業者は駅前等公共施設付近の一部



###### ② 再資源化

剪定した街路樹の幹や枝は希望者に配布し、身近にある街路樹が姿を変えて日常生活にもかかわれることを意識してもらい再資源化を促進します。

- ・剪定枝の再資源化、薪ストーブ等の燃料（チップ化）やDIY用の材料として発生した街路樹の幹や枝を希望者に配布し、身近にある街路樹が姿を変えて循環することを意識づけします。



- 落ち葉の再資源化、落ち葉を堆肥化し周辺住民が有効活用できるよう、コンポストの設置等を推進していきます。



### ③市民周知

街路樹本来の姿、多様な機能を市民に広く周知し、理解を得られるような取組みを進めます。

- 指針の周知や現在の街路樹の状況（桜の開花、紅葉、落葉、剪定作業状況等）を、市ホームページを利用して発信する。
- 季節により様々な街路樹の状況を市と市民で交換・共有することができる環境整備を目指します。



### 3-3 街路別再生計画

#### (1) 再生計画

街路別再生計画図を基に健全な街路樹づくりに努め、街路樹の質の向上を目指します。

- 景観剪定：公共施設に続く人通りの多い路線を対象に、樹形を整え美観を向上させる。

景観剪定路線（5路線対象）

街路名	対象樹種	利用者	公共施設	樹齢	備考
I 恵み野団地中央通	イチョウ	多い	図書館 学校等	成木	見本剪定木
II 恵み野環状通	イチョウ	多い	恵み野駅	成木	樹勢回復待ち
III 黄金学園通	イチョウ	多い	恵庭駅 大学	幼木	成長に合わせて 剪定
IV 相生通	ヤマモミジ	やや多い	恵庭駅	幼木	成長に合わせて 剪定
V 恵庭大通	エンジュ プラタナス	やや多い	市役所 えにあす	成木	※プラタナスに ついては除伐

- 樹種更新：早生樹種で毎年剪定を行わなければならない街路樹については、地域住民の意見を反映し樹種更新を行います。
- 除 伐：腐朽木などの道路利用者や付近住民の危険となる樹木は除伐します。

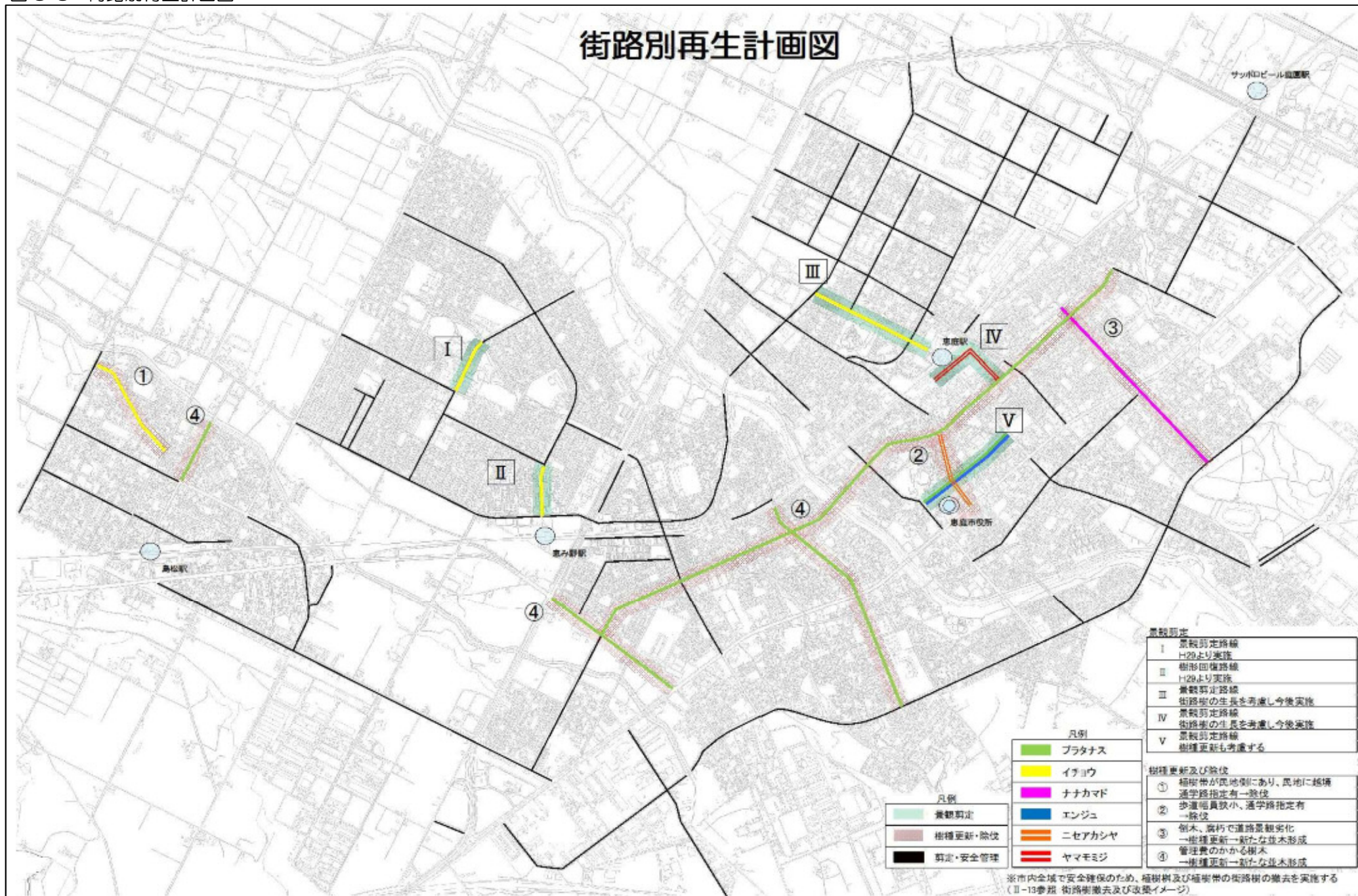
樹種更新及び除伐（4路線対象）

街路名	対象樹種	問題	備考
① 島松小学校通線	イチョウ	民地側に植栽	枝葉民家に接触
② 市役所通	ニセアカシヤ	樹木にトゲ	小学校通学路
③ 恵庭公園大通	ナナカマド	腐朽・倒木	景観悪化
④ 柏木戸磯線外	プラタナス	早生樹種で毎年剪定管理費大	管理費減

- 安全確保：すべての路線において交差点視距確保のための除伐（詳細Ⅱ-13）を実施します。
- 剪 定：剪定は市内全域で順次行います。

図 3-3 街路別剪定計画図（I-18）（凡例：黒線）

図 3-3 街路別再生計画図





## (2) 重点的に取り組む項目

本章に掲げた各種取り組みのうち、他の取り組みの先導的な役割を果たす以下の3つについては、重点項目として取り組みます。

また、これらの取り組みについては、計画の節目となる時期毎に検証を行い、必要に応じ指針の見直しを行います。

### ①「見本剪定木」の整備

公共施設や商店街が立ち並び歩行者の多い路線の一部区間にて景観に配慮した見本剪定を実施します。

街路樹の質の向上を目的とした剪定箇所、過年度に強剪定を実施し樹形が乱れている街路樹の樹勢回復箇所及び従前とおり強剪定を実施する箇所を設定し、地域住民の意見を聞き取ります。合わせて、造園業者による樹木講習会を実施します。

### ②安全対策

喫緊の安全対策として、交差点付近や道路付属物に接近している街路樹の撤去を行います。

交差点部の視距を確保し、交通事故の低減に寄与するため、交差点部の巻き込み端部より10m以内、道路付属物の前後3m、幅員3m未満の歩道の街路樹の撤去や樹木間の距離が極端に近い樹木については間引きます。

### ③市と市民が協働して行う活動の推進と啓発活動

地域住民などによる落ち葉の処理などの街路樹再生への参加・協力、また、花のまちづくりの一環として市民主体での植樹帯や植樹柵での花壇づくりなど地域と連携した取り組みを進め、今後も、植樹帯・植樹柵清掃や花植えを推進していきます。(※植樹帯・植樹柵清掃や花植えに関する助成事業については第Ⅲ編 資料-4に掲載)

指針の周知や現在の街路樹の状況(桜の開花、紅葉、落葉、剪定作業状況等)を、市ホームページを利用して発信します。



表 3-3 スケジュール

取組み		年次	2019 年度	2023 年度 検証	2027 年度	2028 年度以降
		街路樹の再生指針		指針策定・運用		
再生計画		再生計画の実行			計画	(必要に応じて見直し)
全 体 計 画	重 点 項 目	①「見本剪定木」 の整備	見本剪定木試行 剪定技術の向上・樹木知識		費用対効果の検証	路線延長 路線追加 技術・知識の継承
		②安全対策	交差点付近や道路付属物に 近接している街路樹の伐採			安全対策の継続
		③市民と協働し て行う活動と 啓発活動推進	市民との協働へ向けての試行 街路樹の再生指針の周知			実施 周知の継続

※2019 年度から 2028 年度までの 10 年間とし、中間期の 2023 年度に検証を行い必要に応じて適宜見直しを行う。

第Ⅱ編 再生のための技術的内容について

Technic



# 第1章 街路樹再生へのみち

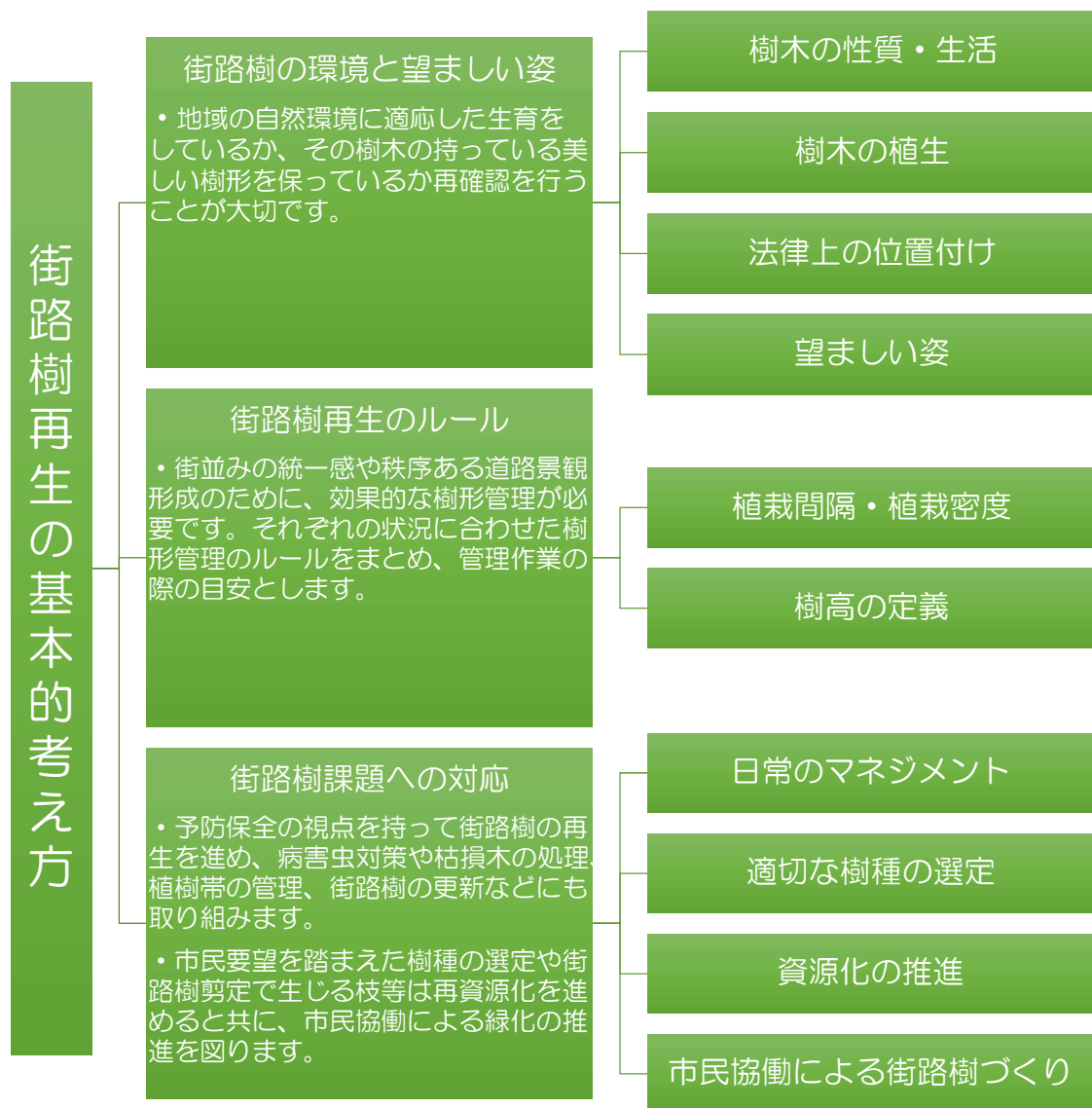
## 1-1 街路樹再生の基本的な考え方

今後の既存街路樹の再生及び改善において、美しく安全な街路樹を目指すため、その主体となる樹木について、基本的な考え方を理解することが重要です。

## 1-2 街路樹再生への取組みの体系

街路樹の再生を目指し、剪定、伐採、植栽と順次繰り返しながら、路線や地域性にあったメリハリ（集中と分散）のある管理を行うため「街路樹の環境と望ましい姿」、「街路樹再生のルール」、「街路樹課題への対応」の3つに分類した。

図 1-1 街路樹再生への取組み体系図



## 第2章 街路樹再生への取組み

### 2-1 街路樹の環境と望ましい姿

#### (1) 樹木の性質・生活

- 街路樹は、生きている植物であり、種類によって形や性質が異なる。
- 植物は、土の中に根を張って体全体を支え、空気と水と養分を使って生活をしている。
- 葉は空気中の二酸化炭素と根から吸い上げた水と養分と、太陽エネルギーを使って光合成を行い、炭水化物をつくり、それで体を生長させる。
- 根は、樹体を支えるとともに、土中の水や養分などを吸収して生命活動を支えている。
- 根が土壌中に伸びることで、土壌が軟らかくなり、これにより土壌微生物と共存して地中の生態系を維持している。

#### (2) 樹木の植生

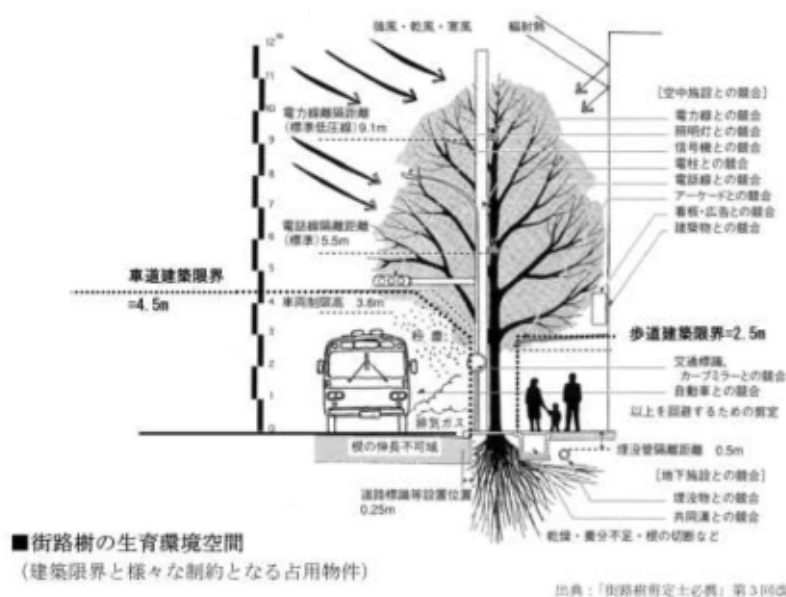
- 樹木の季節に応じた生活のリズムは、植栽工事の実施や育成・管理において留意しなければならない基本的な要素である。
- 樹木の植え付けや移植・剪定の作業は、これらのリズムに従って行うことが原則となる。



### (3) 法律上の街路樹の位置付けと基本

街路樹は、道路法第2条で「道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路交通の確保、その他道路の管理上必要な施設又は工作物」であり、「道路の機能を補完するもの」として位置付けられている施設です。

また、道路構造令では、車輻や歩行者の交通の安全を確保するため、建築限界の範囲が車道側では4.5m、歩道側は高さ2.5m で定められているため、街路樹の管理は、この限られた空間の中で健全に管理することが基本となります。



### (4) 街路樹の望ましい姿

- 街路樹の適切な健康管理を実施することにより、美しい樹姿を取り戻し、歩きやすく快適な歩行空間をつくる。
- 日頃から樹木の健康状態を把握するとともに、更新時期を適切に判断することにより、安全で景観にも配慮した道路環境を維持する。
- 更新時には、道路空間との整合性や地域性等を考慮した樹種を選定し、目標樹形の設定による無理のない剪定を行う。
- 市民への街路樹機能の啓発活動を推進し、沿道住民ばかりでなく、市民が愛着を持って参加しやすい連携・協働の活動体制と支援制度を確立する。
- 適切な管理をするために街路樹剪定士や造園施工管理技士等の資格の積極的な取得を事業者に求めるとともに、剪定にかかる技術・知識を高め、楽しめる並木道づくりに努める。

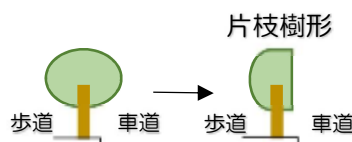
## 2-2 街路樹再生のルール

患庭市では、同じ樹種による並木、様々な樹種を使った列植等、同じ街路景観でも、植栽方法に違いがあります。街路樹は街の顔となっており、安全な交通を支援する道路付帯施設でもあります。街並みの統一感や秩序ある道路景観形成のために、効果的な樹形管理が必要です。それぞれの状況に合わせた樹形管理のルールを以下にまとめ、管理作業の際の目安とします。

### 再生のルール

- ・ 樹冠（樹高）をそろえる。
- ・ 葉張り、下枝をそろえる。
- ・ 片枝樹形に管理する樹木は、歩道、車道の葉張りを合わせる。
- ・ 自然樹形が同種の場合は、樹種が違って同一樹形に管理する。
- ・ 矯正型自然樹形（以下、「自然樹形」という。）が異なるものは、樹種ごとに樹形をそろえる。
- ・ 樹木の性質、自然樹形の形状に応じて、樹高に高低差をつける。
- ・ 樹木の性質を考え、日照障害など樹木間で被圧が起きないように管理する。
- ・ 統一感のある整然とした景観作りのため、同一樹種の並木に配慮する。
- ・ 街路樹の管理については、街路樹の保存のみに固執することなく、市民生活の安全の確保を最優先に管理を行う。

※樹形については資料編に記載

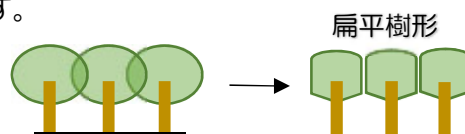


## 「街路樹の再生よりも市民生活の安全確保が最優先」

### (1) 植栽間隔・植栽密度

適正な植栽間隔は、植物間の被圧、枝葉の擦れ、病害虫の速い速度での伝染など、生育の阻害となる要因を防止するとともに、規則性のある整然とした美しい街路景観の創出に有効です。街路樹（高中木）の植栽間隔の設定については、目標樹形を念頭に、樹木の枝葉がぶつかり合わない間隔を設定します。ただし、諸条件により適正な植栽間隔の確保が困難な場合は、扁平樹形で管理するなどの工夫が必要です。

新たに街路樹を植栽する際の標準的な間隔、植栽密度については、原則、道路工事設計基準によるものとします。





## ■標準的な植栽密度（参考）

区 分	密 度 及 び 間 隔	区 分	密 度 及 び 間 隔
街路樹（高木）	6～10m	株物密植	0.4（H）×0.4（W） 6株～9株/m <sup>2</sup>

※植栽間隔は、文献により多少異なるが、およそ6～10mが一般的です。

## （2）樹高の定義

樹 高 の 定 義	文 献 名	高 木	中 木	低 木
	道路緑化技術基準 ・同解説	3m以上	1～3m	1m未満

### ■街路樹の植栽環境

#### 幅員の狭い路線

植樹柵を確保すると、歩行空間がぎりぎりしか確保できないような路線では、枝張りを狭く管理しても奇異に見えない樹種の選定を行い、歩行者と街路樹の共存を重視する。

#### 幅員の広い路線

歩道幅員が3.5mを超える広幅員で、植栽空間が十分に確保出来る路線では、枝葉を広く伸ばす樹種の選定を行い、ダイナミックな景観づくりを行う。

#### 住宅街

明るい印象で、四季の変化に富み、親しみを感じられる樹種選定を行い、居住者の日常生活の快適性を考慮する。

#### 商店街

樹形が整えやすく、華やかな印象の樹種を選定し、商店街の賑わいを支援する景観づくりを行う。

#### 交通量の多い路線

耐煙性の強い樹種の選定を行い、街路樹の健全な育成を行うとともに、矯正樹形の管理が行いやすい樹種の選定を行い、道路付帯施設との干渉防止や、通行者の安全性を支援する景観づくりを行う。

## 2-3 街路樹課題への対応

### (1) 日常のマネジメント

街路樹の管理は、予防保全の視点を持ちながら巡回点検の実施や樹木の生育状況に応じた剪定や病害虫の防除により健全な育成を促すとともに歩行者や自動車の安全性を確保します。

#### ①巡回点検（パトロール）

巡回点検は、病害虫の発生状況、樹勢や土壌の状態、事故など的人為的な被害、腐朽や枯れなどの有無を確認するため定期的を実施し、これらの結果を管理作業に反映させていくものです。定期的を実施する通常巡回点検は年1回以上とし、緊急巡回点検は台風前や雪解け後など適宜実施します。



## ②街路樹剪定の実施

管理作業は、樹木が有する生理機構や萌芽、伸長、肥大、充実といった生長パターンを十分に認識し、その型に反することのないように、年間の気候等を考慮して実施の時期・方法を選ぶことが求められます。

### a) 剪定作業

街路樹は日々生長を続け、放置すると枝が伸長し周辺構造物への影響や建築限界への進入など様々な支障が生じるようになります。また、枝が込み合うことによって樹幹内の通風や日照が確保できず樹形が変形、病害虫発生、台風による倒木や降雪による枝折れの要因ともなり、樹木自体の損傷にもつながる恐れがあります。

このため、街路樹の樹種や形態により、適切な時期に樹形バランスの良い剪定を行うことで、本来の樹形や病害虫が発生しにくい健康的な樹木管理が可能となります。

剪定は目的によって、夏季剪定と冬季剪定に区分することができます。

夏季剪定は、病害虫の防除、健全な育成、台風対策等を兼ねます。枝葉の展開が終わり、新梢（今年伸びた枝）の組織が固まった7月上旬～8月中旬に混み枝等を切除し、日当たり・通風を良くするために、主として落葉樹を対象にして行われます。

冬季剪定は、落葉後の樹形を見ながら、樹木樹形の骨格形成、また、降雪対策として行われます。剪定の適切な時期は、落葉樹であるか常緑樹であるか、針葉樹であるかによって異なります。また、花を楽しむ花木類は樹種によって花芽をつける時期や枝のつき方（枝先か枝全体かなど）が異なり、剪定の時期や方法が異なってきます。

中低木剪定は、枝が伸びすぎて歩行及び車道の通行や安全に支障があると判断された場合や、美観上必要とされた場合に実施します。単木として植えられている場合や寄せ植えあるいは柵植えとなっている場合も、連続した道路植栽としてのバランスに配慮した剪定を行います。

#### 【落葉樹の剪定時期】

落葉後の休眠期（11～3月）が最適ですが、夏季に行う場合は、枝葉の展開が終わり、新梢の組織が固まった7～8月頃が適しています。

#### 【常緑樹の剪定時期】

春の新芽が伸び生長が休止する5～6月頃と、初秋の再び土用芽や徒長枝が伸び生長が休止する9～10月頃が適しています。

### 【針葉樹の剪定時期】

真冬を避けた10～11月頃と春先が適しています。

なお、剪定回数については、自然樹形を尊重した適切な回数となるよう樹種ごとに検討します。

### b) 樹形のつくり直し

樹形のつくり直しは、樹冠を縮小する場合や樹形の悪いものを骨格からつくり直す管理目標樹形の達成に向けた高度な技術です。常緑広葉樹では春の新芽が伸び生長が止まって葉が固まった時期、落葉広葉樹は生長が休止している落葉期など、樹木の負担が最も軽い時期を選んで実施します。

樹種特性としての枝の出方や伸長量などを理解し、どのように枝づくりを行うかという数年先までを考慮に入れて行うことが求められます。樹形のつくり直しが必要な場合とは次の項目があげられます。

- 通常の剪定では管理目標樹形に戻せない場合
- 幹の曲りや高さなどを幹から直す場合
- 枝のバランスが悪い場合
- こぶができ見た目が悪い樹形となったものについてこぶを除去し、自然な樹形につくり直す場合
- 樹形を乱す不要枝で枝降しが必要な場合や枝が込み過ぎていて思い切った枝抜剪定が必要な場合

### c) 管理目標樹形の設定

更新・新規植栽においては、道路の建築限界や歩道幅員に加え、上空の架線や隣接する建物等への影響を考慮した樹形と規格の選定が求められます。そこで、街路樹として採用する樹木を樹形ごとに分類し、歩道幅員に適した枝張りや樹高の目安を設定します。

- 枝張りの設定
- 樹高の設定

(枝張りや樹高についての標準形は資-1 恵庭市の街路樹に示す)

### d) 技術力の確保と経費の適確な執行

街路樹の管理作業は、剪定や病害虫防除などの専門的な技術や知識が不可欠となります。しかし、管理業者を決める方法は、毎年の入札による方法が一般的ですが、より優れた業者を選定する方法の検討を重ね、業者自らも能力アップに向けた努力が必要です。例えば、発注条件となる業務仕様書に街路樹剪定士や植栽基盤診断士、造園技能士等の有資格者の雇用および作業における配置を明記することが拳

げられます。一方、業者を監督・指導する街路樹管理者においても、技術に関する知識を有している必要があります。

また、時代の流れにより、街路樹本数が増加してきたことに加え、樹木が生長することで1本当たりの作業量が増加し、作業の質も求められているため、それに伴う経費の増加も避けられません。そのため、効率性・効果性を高める作業の洗い直しや優先性を見極めが不可欠となります。

以下に、業者と連携した管理作業におけるレベルアップに向けて取組みを示します。

### 街路樹管理者の技術継承

- ・ 監督職員の技術習得への支援
- ・ 専門家（有資格者）との連携
- ・ 技術継承に向けた体制づくりと監督職員の計画的配置



### 管理業者の技術向上

- ・ 業者におけるより多くの技術者育成推進
- ・ 従業員により質の高い技術・技能習得の推進
- ・ 技術提案等による作業内容及び業務改善意欲の向上
- ・ より質の高い業務目標の設定

### 技術力のある業者の選択

- ・ 業務仕様書等における自社資格者配置の明記
- ・ 継続的な委託による里親意識の醸成
- ・ 業務に対する姿勢・功績等の評価項目の設定

### 効率的・効果的な作業計画

- ・ 課題解消へ向けた作業内容の選択
- ・ 作業の単純化、省力化
- ・ 優先順位等による効果的な経費配分
- ・ 技術提案等の積極的な採用



### ③病害虫の防除

病害虫の防除については、「住宅街における農薬使用について」（平成25年4月26日付け）の考え方を基本にまとめた。

#### a) 病害虫が発生しにくい環境作り

街路樹の病害虫はなぜ発生するのだろうか。街路樹は、自然環境で生育している植物に比べ、好条件の環境に生育しているとは言えません。様々な環境圧により樹勢が衰え、何かの原因で樹体が傷ついたりすると、病気や害虫の被害に遭遇しやすい状況に陥ってしまいます。第一に、植物がより健全に生育できる環境を整備し、それを維持する事が、病害虫の低減を継続させる事に繋がります。

#### b) 病害虫の理解

街路樹は、市民にとって最も身近な植物です。そして市民共有の財産でもあります。管理者も、住民も、街路樹に発生する病害虫について正しく理解し、日常的に気に掛ける事が、美しい街路樹景観の維持に繋がります。

#### c) 早期発見

病害虫に関する知識が得られれば、発生時期や場所をある程度想定することができます。また、記録に残すことにより、翌年からは病害虫の傾向や時期、場所をある程度特定することも可能です。効率の良い巡回により病害虫が早い時期に発見することができれば、被害を最小限に抑え、薬剤の使用も大幅に抑えることができます。

#### d) 防除に係る判断

病害虫の発生が確認された場合は、迅速な対応により被害の拡大を最小限に留めることが重要です。進行の度合いやどのような種類の病害虫なのか、人体への影響はないのかなど、現地にて確認作業を行い、早期解決に向けた判断が求められます。

#### e) 防除作業

対処方針の次は、防除の実践です。病害虫の駆除作業は、施工時に周辺環境や地域の住民、歩行者などに影響を与える可能性もあります。薬剤の使用の際、管理者や作業者は、周囲への配慮を欠かすことなく、防除作業を進めなければなりません。

#### ④更新・撤去・補植・新規植栽の判断基準

街路樹の生長に伴う道路環境の変化とともに、道路の安全性や景観に対する評価にも変化が生じてきます。特に、樹齢が数十年を超える老木・大木については、樹木の幹や根が道路構造物に悪影響を及ぼすばかりでなく、倒木の危険性や道路景観が損なわれることも懸念されるようになります。このような街路樹については、更新の検討を行うことが必要です。

また、枯損木、衰弱木などで回復の見込めないものは速やかに撤去し、必要に応じて補植を行います。補植は植栽適期に行い、樹種は街路樹の連続性を考慮し、道路沿線では同じ樹種の植栽を基本としますが、生育条件や管理の面を考慮し、必要に応じて樹種の変更を検討します。

また、樹木の生育状況は、生育環境によって大きく左右されるため、樹木の健全度調査を行った上で判断することが重要です。



ここに、更新基準の視点を整理するとともに、更新の目安を設定します。

a) 更新及び撤去の目安

ア. 経過年数 大木化による生育環境との不整合の解消

- ・歩道幅員、樹形状とのバランス
- ・歩道幅員、植樹帯の位置（民地側にある等）
- ・樹種による判断（30～50年）

※街路別再生計画図①、②



イ. 歩行空間の確保 大木化により歩行空間の確保が困難

- ・歩道幅員と歩行者利用状況による判断

※街路別再生計画図②



ウ. 景観への影響

度重なる剪定により自然樹形の確保が困難

- ・専門家による判断

※街路別再生計画図①、③

エ. 根上りの発生

原因となる根の撤去による樹木生育への悪影響

- ・専門家による判断
- ・根の撤去による倒木の可能性

オ. 倒木の恐れ

大木化および腐朽の進展により倒木の危険性増加

- ・専門家による判断

※街路別再生計画図③



カ. 歩道改修工事との連携

道路改良に伴う更新・撤去の検討

- ・移設の困難性
- ・倒木の可能性

キ. 間引き及び樹種の変更

- ・管理経費のかかる樹木の間引き及び樹種の変更

（例）プラタナス、イチョウ

※街路別再生計画図④



※専門家：街路樹剪定士、樹木医



b) 安全管理

植樹柵及び植樹帯の街路樹撤去時は次に挙げる歩道等の部分には、植樹柵及び植樹帯を設置しない。

ア. 歩道等の縁石巻込み部から10m以内の部分、横断歩道の前後3m

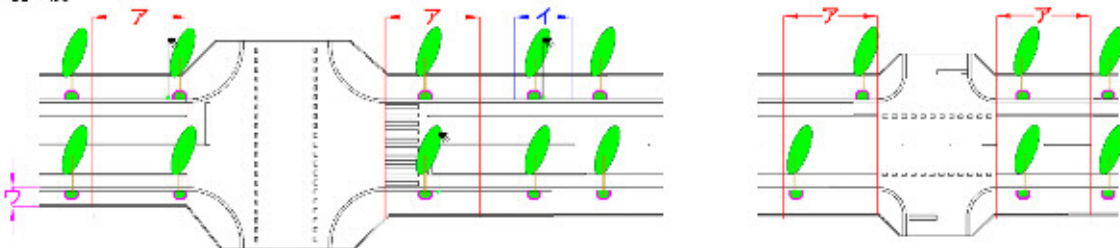
イ. 信号機や街路灯など道路付属物前後3m

ウ. バリアフリー特定経路の歩道幅員3m未満の歩道には原則植樹柵及び植樹帯を設けない。

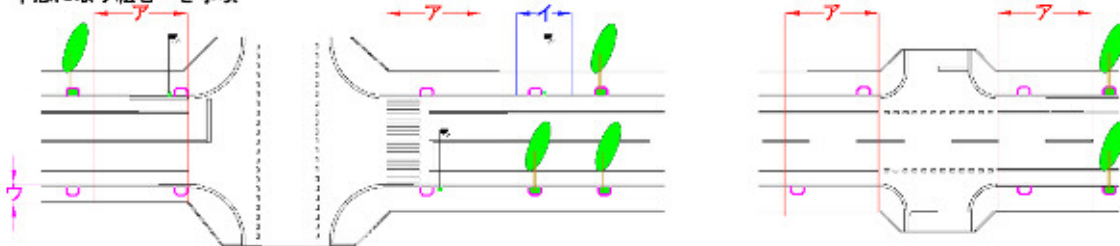
※早急に取り組むべき事項として、安全確保のため上記ア、イ、ウに従い街路樹の除伐を進める。

街路樹撤去及び改築イメージ

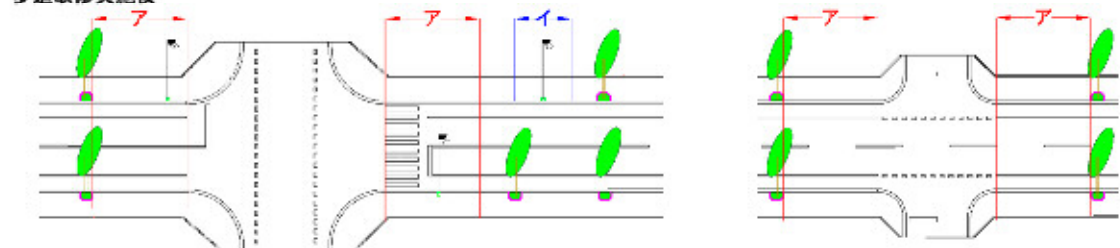
現況



早急に取り組むべき事項



歩道改修実施後



道路付属物 □ 植樹無 ● 植樹有

新規植栽は、都市計画道路及びその他の新たな道路について、適正な生育空間を確保できる場合、道路空間のある地域、沿道の土地利用、交通の状況等を勘案して、植樹柵または植樹帯を設けるものとします。

### 安全管理（撤去例）

交差点部の視距を確保し、交通事故の低減に寄与するため、交差点部の巻込み端部より10m、道路付属物の前後3m、幅員3m未満の歩道の街路樹の撤去や樹木間の距離が極端に近い樹木については間引きます。



交差点から10m以内



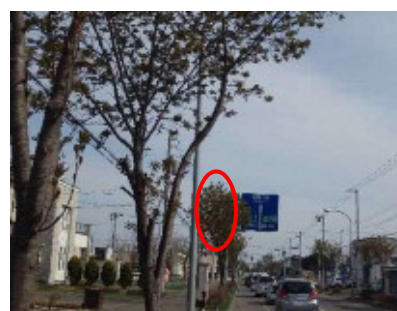
→ 撤去



道路付属物と近接（3m以内）→ 撤去



案内看板を隠している



→ 剪定又は撤去



樹木間が約1.2m程度と極端に近い → 間引き



#### ⑤植樹帯の管理

街路樹にとって、植栽基盤となる道路の地下空間は、生育にとって重要な役割を有しています。この空間は、根が伸長し生育に欠かせない土壌中の水や空気を取り込む場所であると同時に、幹が倒れないように地中深く根ざす場所となるため、十分な空間確保が求められます。しかし、植樹帯（植樹柵）には、縁石や側溝などの道路構造物が近接し、地中部にも雨污水管等の埋設物が錯綜しており、根系の生育が困難なケースが多く見受けられます。

こうした植栽基盤は、植栽後に修正することが困難であるため、更新・新規植栽の際には、あらかじめ土壌調査を行った上で、最適な生育環境を確保する必要があります。

植栽基盤は、樹木が生育に必要な土層（必要有効土層）の深さや地表形状、土壌により決定されます。

深さについては、根系が深く発達する樹種であっても、地表付近に集中的に分布する細根によって養分吸収が行われます。一方、下部の層では、根が伸長する阻害要因がなく、透水性や保水性が確保された土壌とする必要があります。

## ⑥台帳の整理

長期的な再生計画の立案には、街路樹の植栽位置や本数に加え、管理履歴、生育状況などについて詳細に記載された管理台帳の整備が不可欠です。また、定期的な台帳の更新を行うことによって常に最新の状況を把握することができ、迅速な対応が可能となります。

管理台帳には、次の項目を記載します。

- 路線番号、路線名
- 樹種、管理番号
- 管理目標樹形
- 規格（樹高H、幹周C、枝張W）
- 管理履歴
- 生育状況
- 位置図、写真



※様式は巻末資料参照のこと

街路樹台帳（記載例）

路線番号	20	路線名	拾木戸横通
樹種	プラタナス	管理番号	20-L-35/120
管理目標樹形	卵円型		
規格	樹高H 8.0m	幹周C 1.0m	枝張W 5.0m
維持管理履歴（剪定、病害虫駆除等）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年の剪定を完了</li> <li>・ダンパイクシ（駆除薬）が発生し、葉や幹が白みを帯びている。（H28.8.1）</li> <li>・ひこばえ、爛吹き除去（H30.8.5）</li> </ul>			
生育状況			
<p>ひこばえ、爛吹きが見られ、幹にこぶが発生している。（H28.8.1）</p> <p>やや割っている（H29.7.30）</p> <p>かなり樹勢が弱っている、一部枯死（H30.8.5）</p>			
位置図	写真（現況）撮影 30年8月5日		
			
	写真（剪定等）撮影 28年8月1日		
			

## (2) 適切な樹種の選定

### ① 樹種選定の考え方

植栽に用いる樹種は、自生種や植栽予定地に適応する種であることや、環境ストレスに対する抵抗性、管理のしやすさ、周辺に及ぼす影響を検討したうえで選定します。

- 地域自生種など適応性のある樹種  
自生種を主体に、石狩管内で生育可能なもの。
- 環境ストレスへの抵抗性がある樹種  
病害虫に強く、道路環境（排ガス）にも適性のあるもの。
- 管理費の軽減  
枝の伸長が早く剪定サイクルが短い樹種は避ける。
- 迷惑要因の考慮  
枝の伸長が早く交通安全上の支障が生じる、落ち葉が多い、トゲのある枝がある樹種は避ける。

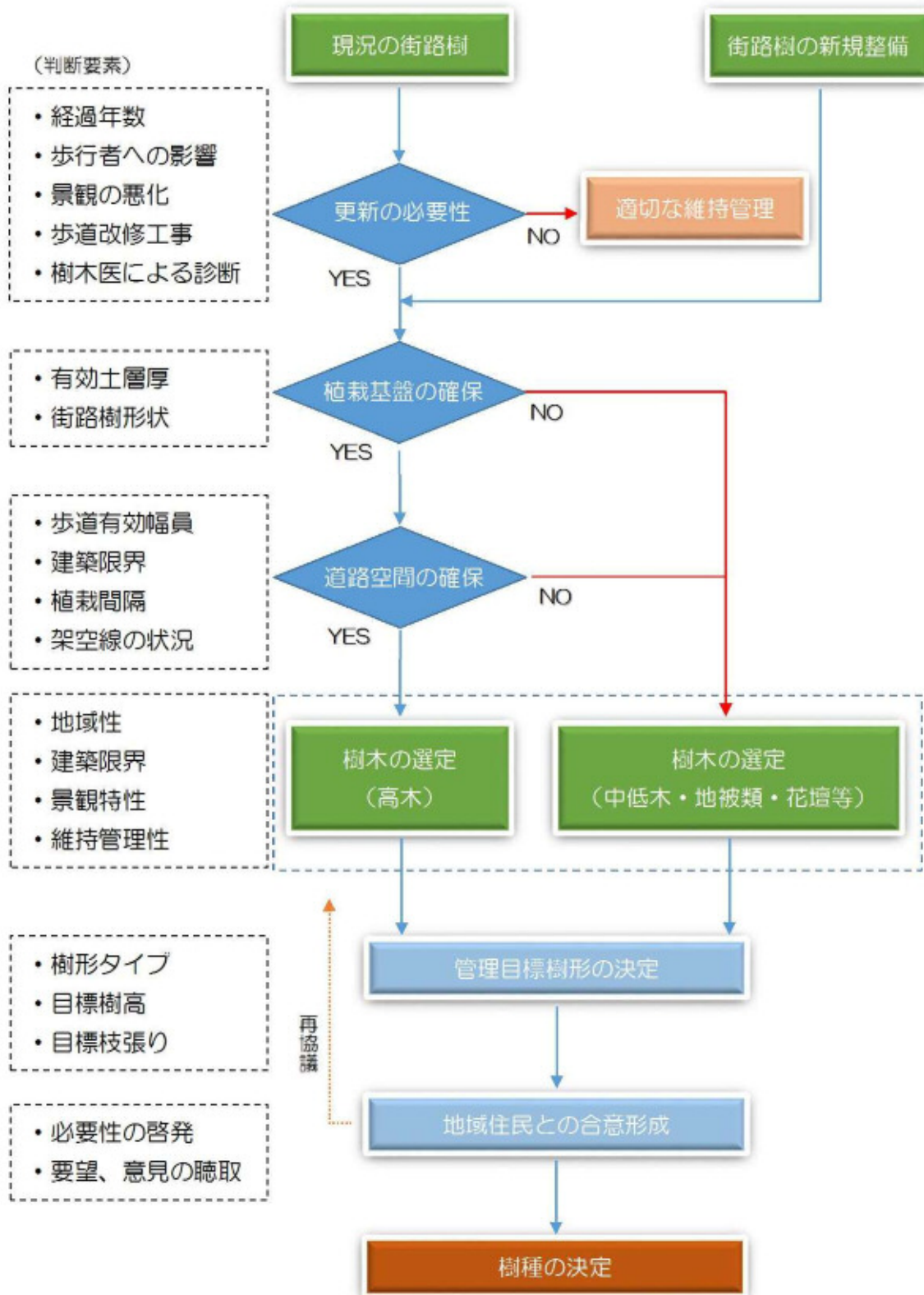
### ② 市民意見の反映

街路樹の更新・新規植栽を行う際は、地域住民の理解と合意形成が必要で、樹種選定の段階から地域住民と連携しながら、街路樹の基本的な機能や必要性への理解を深めてもらうことが重要となります。樹種選定から携わることで街路樹に愛着を持っていただき、地域の緑として愛される市民協働の街路樹づくりを啓発していきます。

住民との合意形成において大切なことは、住民の方々が現在直面している問題を把握し適切な対応を行うことや、美しい街路樹が街並みの資産価値を向上させることなどを理解していただくことが効果的です。また、空き桝についても街路樹としての機能を回復していくために、住民の理解を深め、補植することが重要です。



## 樹種選定の流れ



### (3) 再資源化の推進

#### ① 剪定枝の再資源化

薪ストーブ等の燃料（チップ化）やDIY用の材料として剪定した街路樹の幹や枝を希望者に配布するなどし、身近にある街路樹が姿を変えて日常生活にも関わられることを意識づけし、再資源化を促します。



#### ② 落ち葉の再資源化

落ち葉を堆肥化し周辺住民が有効活用できるよう、コンポストの設置等を推進していきます。



#### (4) 市民協働の街路樹づくり

##### ①啓発活動の推進

市民が街路樹に対してさらに関心を持ってもらえるようなホームページを開設します。特に街路樹が美しく見える時期や路線を広く周知すること、その維持には周辺住民の日常的な清掃で維持されていること等を掲載し、街路樹に対する関心の向上に努めます。

また、いろいろな街路樹の状況を市と市民で交換・共有することができる環境整備を行っていきます。

(例)

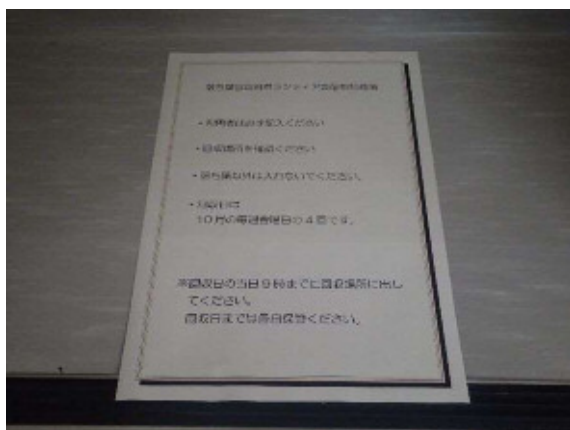
- ・桜等の開花状況
- ・紅葉や落ち葉の状況
- ・害虫の発生している路線
- ・事故等による街路樹の破損



さらに市ホームページやFacebookにより日々の情報に対応できることから、街路樹による四季の移り変わりの美しさを情報発信することにより、街路樹の効能や必要性、剪定や病害虫防除の正しい知識の啓発を図っていくことが重要です。

##### ②地域と連携した再生

ボランティアと協働し、新たな分野への参画を要請します。また、可能な限り地域自治会、教育機関とも連携を図り、道路緑化方法について地域住民と考え、地域住民自らが再生の方法の仕組みについても関わっていく街路樹計画、再生における住民参画を行っていく必要があります。





### ③市と市民が協働して行うイベント活動

市街地を形成する主要な通りで、地域自治会、教育機関、商店街などさまざまな機関と各種イベント活動を開催していきます。その活動を通じて、新たな活動の可能性を探っていきます。

(例)

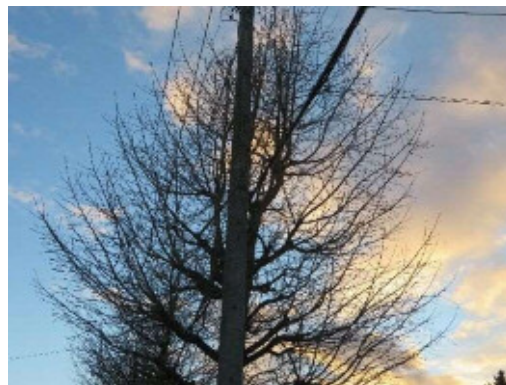
- ・市内一斉落ち葉拾い
- ・イルミネーション
- ・落ち葉プール
- ・落ち葉アート
- ・街路樹のある風景写真展



新潟県見附市：街路樹イルミネーション

### ④関係者との連携

街路樹を管理していく上では、電柱などの道路占用物との共存をはかる必要があることから、関係者などとの連携をはかりながら、街路樹の管理を行います。





## 第Ⅲ編 資料

資料-1 恵庭市の街路樹

資料-2 街路樹台帳

資料-3 「街路樹再生の手引き」国土技術政策総合研究所資料

資料-4 恵庭市街路植樹柵・植樹帯管理事業助成金交付要綱

## 資料-1 恵庭市の街路樹

### (1) ナナカマド (樹高：10～15m)

#### ①樹木特性および特徴

- ・天然林では直径50cm以上の大木を見ることができ、町中ではそれほど大きくはならない。バラ科樹木の特徴として、材に腐乱病が侵入して胴枯れを起しやすく、寿命がかなり短くなるためである。
- ・平滑な幹に、分岐の少ない枝を長く伸ばした円に近いほうき状の樹形が優しさをじさせ、北国を代表する街路樹、土地も選ばず丈夫で生長も早い。
- ・落葉広葉樹の中では、最も早く展葉して緑の樹冠を形成する。
- ・燃えるような紅葉と、房なりの真っ赤な果実は北国ならではの季節感を感じさせる。また花は白色で、5月～6月に開花する。
- ・強い「切詰」は厳禁で、弱めの「切返」による枝抜きに限る（基本的には剪定は行わない）。強い剪定を行うと樹勢が衰え、この樹の魅力である優美な樹形が乱れる。やむを得ず剪定する場合には冬期剪定とする。
- ・剪定による切断面などから胴枯菌などの病気が侵入しやすいので、鋸による切断面には癒合剤などを必ず塗布する。
- ・生育初期には樹形が不揃いになりやすい樹木であるが、萌芽力が小さく、胴枯れなどにかかりやすいので、極力自然樹形を原則とする。

#### ②環境条件への対応

- ・中庸樹であるが、日当たりがよい方が生育はよい。・適潤で肥沃な深層土を好むが、普通の土壌であれば健全に育つ。
- ・耐寒性、耐雪性は強いが、耐風性にはやや劣り、風衝樹形となりやすい。
- ・根は浅根性で、広がり大きい、移植はやや難。
- ・生長は早い。

#### ③発生しやすい病虫害

- ・北国では病虫害による被害は少ない。
- ・胴枯れ病を誘発することが多く、市内での寿命は年々短くなってきている

#### ④目標とする将来像 (樹形など)

- ・自然樹形：卵球形(樹形が卵形で整っており、街路樹に適している)。
- ・剪定樹形：分岐型-卵形、下部優性型。



## (2) イチョウ（樹高：20～30m）

### ①樹木特性および特徴

- ・中国原産で、生きた化石として知られている。古くからわが国にもたらされ、主に神社仏閣に植栽されてきた。葉の形から広葉樹扱いされるが、あくまで裸子植物であり、針葉樹と同じ性質を受け継いでいる。
- ・イチョウは病害虫もつきづらく、幹に腐れが入ることもない極めて丈夫な樹木であり、また極めて長命な樹木としても知られている。
- ・自然樹形では、太い枝が真直ぐな幹から斜上して特有の広い円錐樹形となり、樹齢を重ねるに従って幹や枝が太り、重厚さが増して雄大な姿となる。また果実の外種皮は黄色、内種皮は白色で、銀杏（ぎんなん）として食べることができる。
- ・雌雄異株で、まれに雌木が混じって果実（銀杏）を着けるが、悪臭があるので地先の人には嫌われる。
- ・極めて強健な木のため、維持管理は容易であるが、長命な特性を活かすために骨格づくりをしっかりと行うことが大切である。

### ②環境条件への対応

- ・陽樹で日当たりを好み、生長は早い。
- ・適潤の深層地が良いが、やや乾燥地でも耐え、環境に対する適応力がある。
- ・排気ガスなどの公害に強く、生長も早い。
- ・耐火性、耐炎性はあり、大気汚染にも強い。耐寒性、耐雪性はややあるが、耐潮性はあまりない。
- ・根は深根性で、広がりの中程度であり、移植は極めて容易である。

### ③発生しやすい病害虫

- ・クリケムシ、シラタガロウなどの毛虫類の食害を受けことがあるので、発見次第処置する。
- ・このほかでは、カイガラムシ類、クスサン、がんしゅ病、胴枯病、紫紋羽病、斑点病、葉枯病などであるが、極めて稀である。

### ④目標とする将来像（樹形など）

- ・自然樹形：円錐形（頂部がゆるやかにすぼまった整った樹形である）。



円錐型

### (3) イタヤカエデ (樹高：15～20m)

#### ①樹木特性および特徴

- 北海道の森林の中に普通に生えている。太い枝を出し、大きく広がった樹冠となる。雌雄同株で4～5月に葉が開くと同時に黄緑の花をつける。9月頃に果実熟し、冬にかけて、二又の翅で風によって回りながら落下する。葉は手のひら形をしていて秋には落葉する。
- 近縁のアカイタヤと混じって植えられることが多く、樹形的にはややアカイタヤの方が整っている。その他の性質はあまり変わらない。
- 原則的には自然樹形を楽しむ樹種である。
- 放任すると葉張りが大きくなってしまいう傾向があり、ある程度の誘導は必要である。

#### ②環境条件への対応

- 生長は早く、中庸～陽樹であり、肥沃な深層土を好み、低湿地、過乾燥地は嫌う。
- 耐寒性があり、耐潮性はややあり、大気汚染に対しては普通である。
- 根は浅根性で、広がりでは中程度で移植の難易は中程度である。

#### ③発生しやすい病害虫

- カイガラムシ類、イラガ類、カミキリムシ、うどんこ病、胴枯病、紫紋羽病、萎縮病、黒脂病などである。

#### ④目標とする将来像 (樹形など)

- 自然樹形：円蓋形 (枝張りが大きく大木になるものが多く広幅員の道路に適する)。
- 剪定樹形：分岐型-円蓋形、頂部優性型。



#### (4) プラタナス (樹高：15～20m)

##### ① 樹木特性および特徴

- 大きな葉と大きな丸い果実がぶら下がった姿などが組み合わせ、強い印象を与える。
- 白い造形物のような冬姿、春の明るい芽出し、夏の濃い緑陰、黄褐色に染まりかけた秋の黄葉などから、世界三大街路樹とされる。花は5月～6月に咲くが目立たない。
- 極めて生長が旺盛なため、その特徴を生かせる広幅員街路に植栽したい。
- 長命な樹木なるがゆえに、植栽する場所の選定は慎重にする必要があり、それが後々の維持管理にも大きく影響することを念頭におく必要がある。

##### ② 環境条件への対応

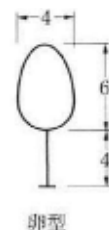
- 生長が早く日当たりの良いところを好み、せき悪地でも耐え、低湿地から乾燥地までよく生育する。
- 生長が速いので、若木から十分根張りを充実させ、強風に耐えるように育てる。
- 耐暑性、耐寒性、耐湿性、環境に対する適応性があり、大気汚染にも強い。
- 根は中間性で、広がり大きく、若木での移植は容易である。

##### ③ 発生しやすい病虫害

- テッポウムシの被害を受けやすいので、発生期に点検・見回りを行い、早期に対処する。
- このほかには、イラガ、ケムシ類、カミキリムシ、ツノロウムシやたんそ病、褐斑病、胴枯病、紫紋羽病などである。

##### ④ 目標とする将来像(樹形など)

- 自然樹形：円蓋形（枝張りが大きく大木になるものが多く広幅員の道路に適する）。
- 剪定樹形：直幹型-円蓋形または卵円形、下部優性型。



卵型

(5) エゾヤマザクラ (樹高：15～20m)

①樹木特性および特徴

- 北海道の山地、丘陵、川沿いなどに普通に生えている。
- 樹皮は暗褐色で、老木は縦に割れ目が入る。
- 花は両性花で淡い紅色、5月はじめに葉といっしょに開く。果実は8月頃に熟し、黒い色になる。
- 切り口から病気にかかりやすいため剪定を好まない樹種であり、自然樹形で育てるものである。
- 都市内の厳しい環境下では様々な傷から病気にかかりやすく、植栽への要望の高い樹種ではあるが、維持管理面からは厳しい状況にある。

②環境条件への対応

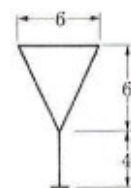
- 生長は早く、日当たりを好み、耐陰性はない。
- 適潤な肥沃地を好み、極端な乾燥地、湿地は好まない。
- 耐寒性、耐雪性あり。• 根は浅根性で、広がりの中程度、移植の難易は中程度である。

③発生しやすい病虫害

- 主にテングス病、コブ病、コスカシバなどに注意する。
- このほかうどんこ病、胴枯病、紫紋羽病、がんしゅ病、褐斑病、こうやく病、カイガラムシ類、アブラムシ類、イラガ類、コガネムシ類、カミキリムシ、ハシノキハムシなど、病虫害の被害を受けやすい。
- 特に近年市内ではコブ病による被害が目立ち、次々と枯死する株が続出している。

④目標とする将来像 (樹形など)

- 自然樹形：卵球形(樹形が卵形で整っており、街路樹に適している)。
- 剪定樹形：分岐型-杯形。



盃型



## (6) イチイ (樹高：10～15m)

### ①樹木特性および特徴

- 北海道は自生地。樹皮は赤褐色で浅く縦溝が入る。
- 葉は扁平な線形で、イチイでは扁平状に、変種のキャラではらせん状に互生する。
- 雌雄異株で、雌花は緑色、雄花は淡黄色で、4～5月に葉脈につく。9月ごろから果実が赤く熟し、甘く食べられる。
- 生長が極めて遅いので、成木を植栽しても整枝・剪定が必要になるものではない。
- 刈り込み樹形の中低木では、一年に一度の刈り込みによって樹形の維持が必要である。

### ②環境条件への対応

- 生長は遅い、耐陰性があるが、日当たりでもよい。
- 適潤で、肥沃な深い土壌を好む。土質は比較的選ばない。
- 耐寒性あり、耐潮性は中程度、大気汚染にはやや弱い。
- 刈込み、剪定に耐える。
- 根は深く、広さは中程度、移植は容易である。

### ③発生しやすい病虫害

- スス病、カイガラムシが付きやすく、スス病を併発して真っ黒になりやすい。
- ナガチャコガネの幼虫により、根を食害されて枯死することが多い。

### ④目標とする将来像 (樹形など)

- 自然樹形：広円錐形に整っている。
- 剪定樹形：刈り込みものでは円錐形 (頂部がゆるやかにすぼまった整った樹形)。



円錐型

## (7) シラカバ（樹高：10～20m）

### ①樹木特性および特徴

- ・道内ではどこにでも見られる落葉広葉樹で、河原や山火事跡、火山灰丘陵地などに対する先駆植生として一斉林を作ることが多い。
- ・生長が早いこと、白い幹が特徴的なことから、庭園、公園を問わず幅広く用いられてきた。しかし、生長がよすぎることから、庭園などでは邪魔になることが多く、無惨に頭を切られてしまうことが多い。
- ・道路環境では、排気ガスに弱いこと、材がもろく、すぐに腐れが入ってしまうことなどの理由で、それほど永続性のあるものとはならない。
- ・近年では、花粉症の問題も起きている。
- ・基本的には自然樹形で楽しむものであり、電線や民家など支障のない広々とした場所の植栽に向いている。
- ・やむを得ず剪定する場合でも、自然樹形の維持は最低限の目標であり、太枝の切りつめは絶対に避ける必要がある。

### ②環境条件への対応

- ・生長は早く、日当たりを好み、耐陰性はない。
- ・適潤～やや湿潤で肥沃な深い土壌を好み、極端な乾燥地、低湿地は嫌う。
- ・耐寒性、耐雪性、耐風性はあるが、大気汚染に弱く、幹が黒ずんでしまって本来の良さを発揮出来なくなってしまい、都市環境にはあまり向かない。
- ・根は深根性で、広がりの中程度、ある程度大きくなると移植は難しくなる。

### ③発生しやすい病虫害

- ・カミキリムシの幼虫（テッポウムシ）の被害が発生しやすい。
- ・このほかハンノキハムシ、褐斑病、うどんこ病、胴枯病、てんぐす病などである。

### ④目標とする将来像（樹形など）

- ・自然樹形：円錐形（頂部がゆるやかにすぼまった整った樹形である）。
- ・剪定樹形：直幹型-卵球形、頂部優性



円錐型

資料-2. 街路樹台帳

路線番号	〇〇〇	路線名	〇〇通
樹種	プラタナス	管理番号	路線番号-LR (左右) -番号/全数
管理目標樹形	自然樹形		
規格	樹高 H 5.0m	幹周 C 1.2m	枝張 W 5.0m
維持管理履歴 (剪定、病虫害駆除等)			
生育状況			
位置図	写真 (現況) 撮影年月日		
	写真 (病気等) 撮影年月日		

資料-3街路樹再生の手引き（国総研、平成28年3月）

(1) 倒伏・落枝

倒伏・落枝の問題においては、以下の対応方針の適用が考えられる。また、これらの方針に対応して実施が想定される保全・再整備対策工の作業項目とイメージを表-2.2 に例示する。

**保 全**

治療・保護：問題解消に必要となる処置を行い、当該街路樹の生育を継続的に確保する場合  
更新【同種】：安全性に留意して危険木を伐採した上で、「同種」を再植栽する場合

**再 整 備**

更新【同種】：安全性に留意して危険木を含む路線全体の樹木を伐採した上で、「同種」を再植栽する場合  
更新【異種】：安全性に留意して危険木を含む路線全体の樹木を伐採した上で、「異種」を再植栽する場合  
撤 去：安全性に留意して危険木を含む路線全体の樹木を伐採し、その後の植栽条件や求められる緑化機能の縮小等に応じて再植栽を行わない場合

表-2.2 倒伏・落枝の対策工（例）

問題		倒伏・落枝				対策工の作業イメージ	
対策工	対応方針	保全		再整備			
		治療・保護	更新【同種】	更新【異種】	撤去		
保全・再整備対策工	剪定	◎				【保全】落枝等の恐れがある枝の除去等のための剪定	
	植栽基盤整備・改良	◎				【保全】根系伸長による樹体支持の向上や頑強な幹や枝による樹体の骨格を形成するために、樹木活力の向上を目的とした植栽基盤の改良	
			△				【保全】同種による再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備
				△	△		【再整備】同種及び異種の再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備
	空洞・腐朽部処置	◎				【保全】幹や枝、根に空洞や腐朽がある場合の腐朽部等の外科的な処置	
	不定根育成	◎				【保全】根系の発達等が不十分な場合等における不定根の育成	
	樹体保護	◎				【保全】倒伏・落枝の恐れがある樹木を支持するための支柱の設置やケーブリング	
	再植栽			◎			【保全】伐採後、改めて「同種」の樹木を植栽
					◎	◎	【再整備】伐採後、改めて「同種」あるいは危険が発生しにくい「異種」の樹木を植栽
伐採・間伐			△			【保全】倒伏等を未然に防止するため、危険木のみを伐採	
				△	△	◎	【保全・再整備】倒伏等を未然に防止するため、危険木を含む路線全体の樹木を伐採
伐採後の処置			△	△	△	◎	【保全・再整備】伐採した樹木が生育していた植栽樹等における舗装や防草対策、伐採木等の有効活用

◎：実施が想定される対策工  
△：実施が想定される対策工に付帯する対策工

## (2) 生育不良

生育不良の問題においては、以下の対応方針の適用が考えられる。また、これらの方針に対応して実施が想定される保全・再整備対策工の作業項目とイメージを表-2.3に例示する。

### 保 全

治療・保護：当該街路樹の樹勢回復を図る場合

更新【同種】：樹勢等の衰退が著しく、当該街路樹を維持していくことが困難な場合に、当該街路樹を伐採した上で、「同種」を再植栽する場合

### 再 整 備

更新【同種】：樹勢等の衰退が著しく当該街路樹を維持していくことが困難な場合に、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採した上で、「同種」を再植栽する場合

更新【異種】：樹勢等の衰退が著しく当該街路樹を維持していくことが困難な場合に、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採した上で、「異種」を再植栽する場合

撤 去：樹勢等の衰退が著しく当該街路樹を維持していくことが困難な場合に、路線全体の樹木を伐採し、その後の植栽条件や求められる緑化機能の縮小等に応じて再植栽を行わない場合

表-2.3 生育不良の対策工（例）

問題 対応方針		生育不良				対策工の作業イメージ	
		保 全	再整備				
対策工		治療・保護	更新【同種】	更新【異種】	撤去		
		保全・再整備対策工	剪定	◎			
植栽基盤整備・改良	◎					【保全】樹体に対して狭小な植栽樹等の拡大や、土壌の物理性（保水性や透水性）や化学性（養分等）の向上に関する改善	
			△				【保全】同種による再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備
				△	△		【再整備】同種及び異種の再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備
空洞・腐朽部処置	◎					【保全】幹や枝、根に空洞や腐朽がある場合の腐朽部等の外科的な処置	
不定根育成	◎					【保全】根系の発達等を活性化させるための不定根の育成	
再植栽				◎			【保全】伐採後、改めて「同種」の樹木を植栽
				◎	◎		【再整備】伐採後、改めて「同種」あるいは植栽環境に適した「異種」の樹木を植栽
伐採・間伐			△			【保全】樹勢等の衰退が著しく、改善の可能性が小さい場合や、改善に多くの時間やコストを要する場合等において、当該街路樹のみを伐採	
				△	△	◎	【再整備】樹勢等の衰退が著しく、改善の可能性が小さい場合や、改善に多くの時間やコストを要する場合等において、路線全体の樹木を伐採
伐採後の処置		△	△	△	◎	【保全・再整備】伐採した樹木が生育していた植栽樹等における舗装や防草対策、伐採木等の有効活用	

◎：実施が想定される対策工

△：実施が想定される対策工に付帯する対策工

### (3) 根上り

根上りの問題においては、以下の対応方針の適用が考えられる。また、これらの方針に対応して実施が想定される保全・再整備対策工の作業項目とイメージを表-2.4に例示する。

#### 保 全

治療・保護：発生している障害等を解消した上で、当該街路樹を継続的に維持する場合

更新【同種】：発生している障害等を解消するために、当該街路樹を伐採した上で「同種」を再植栽する場合

#### 再 整 備

更新【同種】：発生している障害等を解消するために、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採した上で「同種」を再植栽する場合

更新【異種】：発生している障害等を解消するために、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採した上で「異種」を再植栽する場合

撤 去：発生している障害等を解消するために当該街路樹を伐採し、その後の植栽条件や求められる緑化機能の縮小等に応じて再植栽を行わない場合

表-2.4 根上りの対策工（例）

問題		根上り					対策工の作業イメージ	
		保 全		再整備				
対策工	対応方針	治療・保護	更新【同種】	更新【異種】	撤去			
		保全・再整備対策工	剪定	△				
植栽基盤整備・改良	△						【保全】根上りの発生を解消することを目的として、広く伸長した根系の生育空間の確保や、根系の侵入を防止するための構造物の強化、根系遮断資材の設置等	
			△				【保全】同種による再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備	
				△	△		【再整備】同種及び異種による再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備	
根系切除	◎						【保全】根上りの原因となっている歩道地下部等に伸長している根系の切断・除去	
再植栽			◎					【保全】伐採後、改めて「同種」の樹木を植栽
				◎	◎			【再整備】伐採後、「同種」あるいは根上りが発生しにくい「異種」の樹木を植栽
伐採・間伐			△				【保全】当該街路樹の樹勢が著しく衰退していたり、根系切除の量が樹木成長を維持できない規模となる場合等において、当該街路樹のみを伐採	
				△	△	◎	【再整備】当該街路樹の樹勢が著しく衰退していたり、根系切除の量が樹木成長を維持できない規模となる場合等において、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採	
伐採後の処置		△	△	△		◎	【保全・再整備】伐採した樹木が生育していた植栽柵等における舗装や防草対策、伐採木等の有効活用	

◎：実施が想定される対策工

△：実施が想定される対策工に付帯する対策工

#### (4) 過密化

過密化の問題においては、以下の対応方針の適用が考えられる。また、これらの方針に対応して実施が想定される保全・再整備対策工の作業項目とイメージを表-2.5に例示する。

#### 保 全

治療・保護：当該街路樹を存続しつつ、視距等の確保や街路樹間の競合を解消する場合

更新【同種】：街路樹間の競合に伴う樹勢の衰退等が著しいために、当該街路樹を伐採した上で「同種」を再植栽する場合

#### 再 整 備

更新【同種】：街路樹間の競合に伴う樹勢の衰退等が著しいために、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採した上で「同種」を再植栽する場合

更新【異種】：街路樹間の競合に伴う樹勢の衰退等が著しいために、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採した上で「異種」を再植栽する場合

撤 去：街路樹間の競合に伴う樹勢の衰退等が著しいために当該街路樹を伐採し、その後の植栽条件や求められる緑化機能の縮小等に応じて再植栽を行わない場合

表-2.5 過密化の対策工（例）

問題		過密化					対策工の作業イメージ
		保 全		再 整 備			
対策工	対応方針	治療・保護	更新【同種】	更新【異種】	撤去		
		保全・再整備対策工	剪定	◎			
植栽基盤整備・改良	△						【保全】治療・保護における枝の除去を行った際に、一時的な樹勢回復を促進させるための施肥や土壌改良等
			△				【保全】同種による再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備
再植栽				△	△		【再整備】異種による再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備
			◎				【保全】伐採後、改めて「同種」の樹木を植栽
伐採・間伐				◎	◎		【再整備】伐採後、改めて「同種」あるいは植栽空間に適した「異種」の樹木を植栽
	◎						【保全】現状の街路樹の植栽間隔が、樹体に比較して明らかに狭い場合において、適切な生育空間を確保するために間伐
伐採後の処置			△				【保全】狭い街路樹間隔が原因となり隣接する樹木同士が競合し、樹勢衰退等が著しく、回復が見込めない場合において、当該街路樹のみを伐採
			△	△	◎	【再整備】狭い街路樹間隔が原因となり隣接する樹木同士が競合し、樹勢衰退等が著しく、回復が見込めない場合において、路線全体の樹木を伐採	
		△	△	△	△	◎	【保全・再整備】伐採した樹木が生育していた植栽樹等における舗装や防草対策、伐採木等の有効活用

◎：実施が想定される対策工

△：実施が想定される対策工に付帯する対策工

## (5) 景観価値の低下

景観価値の低下の問題においては、以下の対応方針の適用が考えられる。また、これらの方針に対応して実施が想定される保全・再整備対策工の作業項目とイメージを表-2.6に例示する。

### 保 全

治療・保護：当該街路樹の美しい樹形の回復や景観向上を行う場合

更新【同種】：樹形崩壊の程度が著しく樹形の再生等が困難なために、当該街路樹を伐採した上で「同種」を再植栽する場合

### 再 整 備

更新【異種】：樹形崩壊の程度が著しく樹形の再生等が困難なために、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採した上で「異種」を再植栽する場合

撤 去：樹形崩壊の程度が著しく樹形の再生等が困難なために当該街路樹を伐採し、その後の植栽条件や求められる緑化機能の縮小等に応じて再植栽を行わない場合

表-2.6 景観価値の低下の対策工（例）

問題		景観価値の低下					
		保 全		再 整 備		対策工の作業イメージ	
対策工	対応方針	治療・保護	更新【同種】	更新【異種】	撤去		
		保全・再整備対策工	剪定	◎			
植栽基盤整備・改良	◎					【保全】街路樹の健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や根系生育空間を整備	
			△			【保全】同種による再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備	
再植栽					△		【再整備】異種による再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備
			◎				【保全】伐採後、改めて「同種」の街路樹を植栽
伐採・間伐				△			【保全】樹形崩壊の程度が著しく樹形の再生等が困難な場合において、当該街路樹を伐採
				△	◎	【再整備】樹形崩壊の程度が著しく樹形の再生等が困難な場合において、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採	
伐採後の処置			△	△	◎	【保全・再整備】伐採した樹木が生育していた植栽樹等における舗装や防草対策、伐採木等の有効活用	

◎：実施が想定される対策工

△：実施が想定される対策工に付帯する対策工



## (6) 病虫害等

病虫害等の問題においては、以下の対応方針の適用が考えられる。また、これらの方針に対応して実施が想定される保全・再整備対策工の作業項目とイメージを表-2.7に例示する。

### 保 全

治療・保護：病虫害等による影響の除去や治療等を行い、当該街路樹を継続的に確保する場合

更新【同種】：病虫害等による影響が著しく、当該街路樹を維持していくことが困難な場合に、当該街路樹を伐採した上で「同種」を再植栽する場合

### 再 整 備

更新【異種】：病虫害等による影響が著しく、当該街路樹を維持していくことが困難な場合に、当該街路樹を伐採した上で「異種」を再植栽する場合

撤 去：病虫害等による影響が著しく、当該街路樹を維持していくことが困難な場合に当該街路樹を伐採し、その後の植栽条件や求められる緑化機能の縮小等に応じて再植栽を行わない場合

表-2.7 病虫害等の対策工（例）

問題		病虫害等				対策工の作業イメージ	
		保 全		再 整 備			
対策工	対応方針	治療・保護	更新【同種】	更新【異種】	撤去		
	保全・再整備対策工	剪定	◎				【保全】病虫害の発生を予防するための通風をよくする剪定や、病虫害が発生した場合に病虫害の除去等を行うための剪定
植栽基盤整備・改良			△			【保全】同種による再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備	
					△		【再整備】異種による再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備
病虫害防除		◎				【保全】病虫害の発生の予防や駆除のための薬剤散布・捕殺等	
再植栽				◎			【保全】伐採後、改めて「同種」の樹木を植栽
					◎		【再整備】伐採後、改めて病虫害が発生しにくい「異種」の樹木を植栽
伐採・間伐			△			【保全】病虫害等による影響が著しく、当該街路樹を維持していくことが困難な場合に、当該街路樹を伐採	
				△	◎	【再整備】病虫害等による影響が著しく、当該街路樹を維持していくことが困難な場合に、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採	
伐採後の処置			△	△	◎	【保全・再整備】伐採した樹木が生育していた植栽樹等における舗装や防草対策、伐採木等の有効活用	

◎：実施が想定される対策工

△：実施が想定される対策工に付帯する対策工

## (7) 周辺施設との競合

周辺施設との競合の問題においては、以下の対応方針の適用が考えられる。また、これらの方針に対応して実施が想定される保全・再整備対策工の作業項目とイメージを表-2.8に例示する。なお、周辺施設との競合の問題においては、あらかじめ周辺施設等での対策を検討した上で、施設の移動等による対応が困難である場合に街路樹での対応を検討する。

### 保 全

治療・保護：周辺施設と競合する部位の除去や樹木を間伐する場合

移 植：周辺施設と競合しない場所に移設する場合

### 再 整 備

更新【同種】：競合が発生しない樹体の小さな個体にするために、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採した上で、「同種」の幼木を再植栽する場合

更新【異種】：競合が発生しない樹体の小さな個体にするために、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採した上で、周辺施設と競合しない樹形等を有する「異種」を再植栽する場合

撤 去：周辺施設との競合を解消するために当該街路樹を伐採し、その後の植栽条件や求められる緑化機能の縮小等に応じて再植栽を行わない場合

表-2.8 周辺施設との競合の対策工（例）

問題 対応方針		周辺施設との競合					対策工の作業イメージ
		保 全		再 整 備			
対策工		治療・保護	移植	更新【同種】	更新【異種】	撤去	
		保全・再整備対策工	剪定	◎			
植栽基盤整備・改良			△				【保全】移植時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備更新
					△	△	
植栽位置の変更			◎				【保全】信号機や標識等の視認性や街路灯の照射を確保するための移植
再植栽					◎		【再整備】伐採後、改めて「同種」の幼木を植栽
						◎	【再整備】伐採後、改めて周辺施設との競合が発生しにくい「異種」の樹木を植栽
伐採・間伐			◎				【保全】大径木化等により周辺施設との競合の解消が見込めない場合、当該街路樹を間伐
				△	△	◎	【再整備】大径木化等により周辺施設との競合の解消が見込めない場合、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採
伐採後の処置	△		△	△	◎	【保全・再整備】伐採した樹木が生育していた植栽樹等における舗装や防草対策、伐採木等の有効活用	

◎：実施が想定される対策工

△：実施が想定される対策工に付帯する対策工

## (8) 道路空間の再配分や周辺土地利用変化等

道路空間の再配分や周辺土地利用変化等の問題においては、以下の対応方針の適用が考えられる。また、これらの方針に対応して実施が想定される保全・再整備対策工の作業項目とイメージを表-2.9に例示する。

### 保 全

治療・保護：道路構造の改変時に当該街路樹の存続が可能であり、生育環境の改変等に配慮した当該街路樹の樹勢維持や向上を行う場合

移植：道路構造の改変に伴い、植栽地（植樹柵等）を移設する場合

### 再 整 備

更新【同種】：道路構造の改変に伴う移植が困難であるものの、改変前の緑化機能（道路景観等）の継続が必要となるため、路線全体の樹木を伐採した上で「同種」を再植栽する場合

更新【異種】：道路構造の改変に伴い、改変前とは異なる緑化機能（道路景観等）が求められるため、路線全体の樹木を伐採した上で「異種」を再植栽する場合

撤去：道路構造の改変に伴い既存街路樹を伐採し、その後の植栽条件や求められる緑化機能の縮小等に応じて再植栽を行わない場合

表-2.9 道路空間の再配分や周辺土地利用変化等における対策工（例）

問題		道路空間の再配分や周辺土地利用変化等						
対策工	対応方針	保 全		再 整 備			対策工の作業イメージ	
		治療・保護	移植	更新【同種】	更新【異種】	撤去		
保全・再整備対策工	植栽基盤整備・改良	◎					【保全】歩道幅員の拡幅等の再整備に伴う、植栽地の拡幅や根系の生育環境を向上するための植栽基盤の改善	
			△				【保全】移植時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備	
				△	△		【再整備】同種又は異種による再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備	
	植栽位置の変更		◎				【保全】道路構造の改変に伴い、植栽地（植栽柵等）の移設等が必要となる場合の移植	
	再植栽				◎			【再整備】伐採後、改めて「同種」の樹木を植栽
						◎		【再整備】伐採後、求められる緑化機能に適合した「異種」の樹木を植栽
伐採・間伐			△	△	◎		【再整備】道路構造の改変等により、街路樹の植栽空間位置の変更や、生育空間の確保が困難となる場合において、路線全体の樹木を伐採	
伐採後の処置			△	△	◎		【再整備】伐採木の有効利用等	

◎：実施が想定される対策工

△：実施が想定される対策工に付帯する対策工

### (9) 地下埋設物等の管理や更新

地下埋設物等の管理や更新の問題においては、以下の対応方針の適用が考えられる。また、これらの方針に対応して実施が想定される保全・再整備対策工の作業項目とイメージを表-2.10に例示する。

#### 保 全

治療・保護：地下埋設物等の管理や更新に伴い、従前の位置における街路樹の存続が困難な場合において間伐する場合

移 植：地下埋設物等の管理や更新に伴い、植え戻しや隣接地に移す場合

#### 再 整 備

更新【同種】：地下埋設物等の管理や更新に伴う移植が困難な場合に、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採した上で、施設更新後に「同種」を再植栽する場合

更新【異種】：地下埋設物等の管理や更新に伴う移植が困難な場合に、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採した上で、施設更新後に改めて地下空間（植栽基盤）に適した「異種」を再植栽する場合

撤 去：地下埋設物等の管理や更新に伴い当該街路樹を伐採し、その後の植栽条件や求められる緑化機能の縮小等に応じて再植栽を行わない場合

表-2.10 地下埋設物等の管理や更新における対策工（例）

問題 対応方針		地下埋設物等の管理や更新					対策工の作業イメージ
		保 全		再整備			
対策工		治療・保護	移植	更新【同種】	更新【異種】	撤去	
		保全・再整備対策工	植栽基盤整備・改良		△		
				△	△		【再整備】同種又は異種による再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備
植栽位置の変更			◎				【保全】地下埋設物等の管理や更新に伴い、従前の位置における街路樹の存続が困難な場合において移植
再植栽				◎			【再整備】伐採後、改めて「同種」の樹木を植栽
					◎		【再整備】伐採後、改めて地下空間（植栽基盤）に適した「異種」の樹木を植栽
伐採・間伐			◎				
				△	△	◎	【再整備】地下埋設物等の管理や更新に伴い、従前の位置における街路樹の存続が困難な場合に、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採
伐採後の処置		△		△	△	◎	【保全・再整備】間伐・伐採した樹木が生育していた植栽樹等における舗装や防草対策、伐採木等の有効活用

◎：実施が想定される対策工

△：実施が想定される対策工に付帯する対策工

## (10) コスト縮減に係る要請

コスト縮減に係る要請においては、以下の対応方針の適用が考えられる。また、これらの方針に対応して実施が想定される保全・再整備対策工の作業項目とイメージを表-2.11に例示する。

### 保 全

治療・保護：維持管理コストの縮減を目的に、樹木間隔が狭く植栽されている街路樹の本数を減少するために間伐を行う場合

### 再 整 備

更新【同種】：維持管理コストの縮減を目的に、大径木化した街路樹を伐採した上で、樹体の小さい「同種」に植え替える場合

更新【異種】：維持管理コストの縮減を目的に、大径木化した街路樹を伐採した上で、維持管理作業が少ない「異種」に植え替える場合

撤 去：維持管理コストの縮減を目的に当該街路樹を伐採し、その後の植栽条件や求められる緑化機能の縮小等に応じて再植栽を行わない場合

表-2.11 コスト縮減に係る要請の対策工（例）

問題 対応方針		コスト縮減に係る要請				対策工の作業イメージ
		保全 治療・保護	更 新 【同種】	更 新 【異種】	撤 去	
保全・再整備対策工	植栽基盤整備・改良		△			【再整備】同種又は異種による再植栽時において、植栽樹木の活着促進や健全な生育基盤を確保するため、必要な土壌環境や植栽空間を整備
	再植栽		◎			【再整備】伐採後、改めて「同種」の樹木を植栽
				◎		【再整備】伐採後、改めて維持管理作業が少ない「異種」の樹木を植栽
	伐採・間伐	◎				【保全】管理数量の削減に伴う管理費の低減を目指す場合等において、樹木間隔が狭い一部の街路樹を間伐
		△	△	◎	【再整備】大径木化等に伴う剪定等の維持管理の実施が困難な場合等において、当該街路樹を含む路線全体の樹木を伐採	
伐採後の処置	△	△	△	◎	【保全・再整備】伐採した樹木が生育していた植栽樹等における舗装や防草対策、伐採木等の有効活用	

◎：実施が想定される対策工

△：実施が想定される対策工に付帯する対策工

資料-4各種助成制度



分類	名称	助成の趣旨	対象団体	助成内容	申請期間	問合せ先・ホームページ
	花苗の一割助成	恵庭市花いっぱい文化協会の会員として、公共施設花壇を管理する団体に対する助成	恵庭市花いっぱい文化協会の会員として、公共施設の花壇を管理する団体(町内会等)	花苗購入時、1割現物支給	毎年1月～3月	恵庭市経済部花と緑・観光課 電話 0123-33-3131 (内2525)
	土・培養土の無料配布	公共施設の花壇や植樹帯の管理に対する助成	公共施設の花壇や植樹帯を管理している個人・団体等	土・培養土の配布 ※全体の希望数量に応じて、1団体あたりの配布数量を調整する場合あり	毎年4月上旬	恵庭市経済部花と緑・観光課 電話 0123-33-3131 (内2525)
	恵庭市花のまち並み推進事業	花のまち並みづくりを目的に市内道路植樹帯に花の植栽やプランターの設置に対する助成	花のまち並みづくりに向けた活動を行っている町内会、商店会等の団体及び学校	花苗・緑化木・プランター等の購入経費の2分の1以内 40万円以内(1件あたり)	毎年9月～10月	恵庭市経済部花と緑・観光課 電話 0123-33-3131 (内2525) <a href="http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1473217742021/Index.html">http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1473217742021/Index.html</a>
	恵庭市街路植樹樹・植樹帯管理事業助成金	市内道路の植樹樹・植樹帯の除草に対する助成	植樹樹・植樹帯の除草などに自主的に取り組む町内会	植樹樹・植樹帯1㎡当たり64円 20万円以内(1件あたり)	毎年4月～5月	恵庭市建設部管理課 電話0123-33-3131 (内2414) <a href="http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1437615597017/index.html">http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1437615597017/index.html</a>
	まちづくりチャレンジ協働事業	地域課題や社会的課題の解決に向け、市民活動団体と市が対等な立場で実施する協働事業に対する助成	市民団体	①10万円 ※1つの団体で行う協働事業 ②5万円 ※複数の団体で行う協働事業	毎年 ①4月～5月上旬 ②9月～10月上旬	恵庭市生活環境部市民活動推進課 電話0123-34-7000 <a href="http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/genre/000000000000/1425349222366/index.html">http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/genre/000000000000/1425349222366/index.html</a>
	学生版まちづくりチャレンジ協働事業	学生の市民活動への理解と参加意識の向上を目的に、学生(中学生以上)または学生と市民活動団体との協働で行う社会貢献活動に対する助成	学生・市民団体	5万円(1事業あたり)	毎年4月～11月	恵庭市生活環境部市民活動推進課 電話0123-34-7000 <a href="http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/genre/000000000000/1425349222366/index.html">http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/genre/000000000000/1425349222366/index.html</a>
	緑化植花助成	公共的な場所で市民が低木、草花の種、苗、球根等を植える活動に対する助成	会員名簿や年度毎の収支報告があり、継続的に活動している市民団体	40万円以内(1件あたり) ※肥料・除草剤・殺虫剤は対象外	毎年11月～12月	一般財団法人セブ・イレブ記念財団 電話03-6238-3872 <a href="http://www.7midori.or.jp/losel/">http://www.7midori.or.jp/losel/</a>
	花博記念協会助成事業(歴史の道みどりの拠点づくり事業)	花と緑の普及啓発につながる活動やイベントに対する助成	民間の非営利団体(町内会、学校など)	50万円以内(1件あたり) ※助成対象経費の2分の1以内	毎年8月～9月中旬	公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会 電話06-6915-4516
	市民植樹	恵庭市内の緑化を目的とした植樹活動に対する助成	町内会等	苗木、肥料等の支給	毎年2月～3月	恵庭市経済部花と緑・観光課 電話 0123-33-3131 (内2525)
	北海道山林種苗協同組合青年部緑化事業	苗木の提供	民間の団体(町内会、学校など)	30本以上(1樹種毎)	毎年1月下旬～2月下旬 ※申請先は花と緑・観光課	北海道山林種苗協同組合青年部 電話011-200-2211
	学校環境緑化モデル事業	学校敷地内の緑化(樹木の植栽、手入れ等)に対する助成	学校(原則小学校)	50万円定額助成(1校あたり)	毎年2月～3月中旬 ※申請先は花と緑・観光課	公益社団法人 国土緑化推進機構 電話03-3262-8451
	「宝くじ税」寄附事業	桜(若木)の寄附	民間の非営利団体(町内会、学校など)	50本～450本(1箇所あたり)	毎年12月中旬～翌年1月 ※申請先は花と緑・観光課	北海道さくらの会 電話011-261-9022
	緑の募金公募事業(一般公募事業)	森林づくり活動推進を目的とするイベント等に対する助成	民間の非営利団体(町内会、学校)	300万円以内(1件あたり)	毎年2月中旬～3月	公益社団法人国土緑化推進機構 電話 03-3262-8451 <a href="http://www.green.or.jp/midori_bokin/2016/">http://www.green.or.jp/midori_bokin/2016/</a>
	花王・みんなの森づくり活動助成	市民による森づくり活動(植樹や樹木の管理など)に対する助成	町内会、学校など	初年度50万円以内 2年目50万円以内 3年目25万円以内 助成期間3年間	毎年8月～10月中旬	公益財団法人都市緑化機構 花王・みんなの森づくり活動助成事務局 電話03-5218-7191 <a href="http://www.kao.com/jp/corp_csr/social_activities_00_00.html">http://www.kao.com/jp/corp_csr/social_activities_00_00.html</a>
	コープ未来の森づくり基金	北海道で森づくりを目的とする活動に対する助成	北海道内で活動している民間団体(活動実績が1年以上)	①10万円以内(1件あたり) ③30万円以上100万円以内(1件あたり)	毎年8月～9月	コープさっぽろ基金事務局 電話011-871-5851 <a href="https://www.sapporo.coop/corporate/efort/ashitanomori/subsidize.html">https://www.sapporo.coop/corporate/efort/ashitanomori/subsidize.html</a>
	ニトリ北海道応援基金	公園や街路樹、公共施設への植栽に対する助成	NPO、財団法人 町内会、学校など	※苗木代と支柱代のみ助成	毎年12月～翌年1月	株式会社ニトリ北海道応援基金事務局 電話011-330-6210 <a href="http://www.nitori.co.jp/social_contribution/hkd_foundation2012.php">http://www.nitori.co.jp/social_contribution/hkd_foundation2012.php</a>
	森と緑の会緑化公募事業	<緑の募金公募事業> 街路、校庭、公園、福祉施設等への樹木や花木の植栽に対する助成  <ゴルフアール緑化事業> 学校、病院、公園、福祉施設などの公共施設の緑化活動に対する助成	民間の非営利団体(町内会、学校など)  「北海道森と緑の会」が適当と認めた団体	10万円以内(1件あたり)  30万円以内(1件あたり)	毎年12月中旬～翌年1月  毎年12月中旬～翌年1月	公益社団法人北海道森と緑の会 電話 011-261-9022 <a href="http://h-green.or.jp/josei/">http://h-green.or.jp/josei/</a>  公益社団法人北海道森と緑の会 電話 011-261-9022 <a href="http://h-green.or.jp/josei/">http://h-green.or.jp/josei/</a>
	緑の都市賞(緑の市民協働部門)	緑の保全、創出活動に卓越した実績と成果を挙げている団体に対する助成	市民団体	5～20万円 ※副賞受賞時	毎年4月～6月	公益財団法人都市緑化機構 電話03-5218-7191 <a href="https://urbangreen.or.jp/grant/3hvosho/green-city">https://urbangreen.or.jp/grant/3hvosho/green-city</a>
	緑の環境プラン大賞(ポケット・ガーデン部門)	地域の活性化や子どもたちの教育に結びつく庭造りを行う団体に対する助成	全国の民間・公共の各種団体	100万円以内(1件あたり)	毎年4月～6月	公益財団法人都市緑化機構 電話03-5218-7191 <a href="https://urbangreen.or.jp/grant/3hvosho/green-city">https://urbangreen.or.jp/grant/3hvosho/green-city</a>
	緑の環境プラン大賞(シンボル・ガーデン部門)	人と自然が共生する都市環境の形成や地域の活性化のためシンボリックな緑地をつくる団体に対する助成	全国の民間・公共の各種団体	1,000万円以内(1件あたり)	毎年4月～6月	公益財団法人都市緑化機構 電話03-5218-7191 <a href="https://urbangreen.or.jp/grant/3hvosho/green-city">https://urbangreen.or.jp/grant/3hvosho/green-city</a>

その他お役立ち情報

NO.	名称	対象	内容	申請期間	問合せ先・ホームページ
	汚泥肥料販売	特になし	200円 (1袋10kg入り) 2,200袋販売 ※1人10袋まで	毎年4月上旬	恵庭市水道部工事課 電話0123-33-3127

※助成内容については、各問合せ先にご確認ください。





街路樹の再生指針

2018. 8 (策定)

2019. 12 (第1回改定)

編集：恵庭市建設部管理課